

# 第二次 登米市 農業振興ビジョン



令和8年3月  
登米市



# 第二次登米市農業振興ビジョン 目次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 第一次農業振興ビジョンの総括	2
3 計画の期間	4
4 計画の性格	4
5 農業振興ビジョンとSDGs	5
第2章 本市の概況と食料・農業・農村の現状、課題	6
1 本市の概況	6
2 本市の食料・農業・農村の現状と課題	7
(1) 農業	8
(2) 土地	18
(3) 国の農業政策の変化	20
(4) 食の安全・安心	21
(5) 気候変動の影響	22
(6) 多様化・高度化する消費者ニーズ・流通形態	23
(7) グローバル化の進展	23
第3章 基本理念・基本目標	25
1 基本理念・キャッチフレーズ	25
2 基本目標	27
第4章 食料・農業・農村の振興施策	32
1 意欲と能力のある担い手を“育てる”	33
2 生産基盤と農村環境を“整える”	36
3 安全・安心な農産物を“作る”	39
4 地域の持ち味を“活かす”	46
5 都市・農村交流で“繋げる”	52
第5章 農業振興ビジョンにおける目標	53
第6章 計画の推進と進行管理	56
第7章 資料編	58
1 用語の解説	58

# 第1章 基本的な考え方

## 1 策定の趣旨

- ◆登米市は、平成17年4月の市誕生以来、農業を基幹産業と位置づけ、平成20年3月に策定した「登米市食料・農業・農村基本計画」を改定し、更に平成28年3月には「登米市農業振興ビジョン（以下、第一次ビジョンという）」を策定するなど、農業・農村の活性化に向けた様々な施策を展開してきました。
- ◆第一次ビジョンの策定以降、国内外の社会情勢は大きく変動しており、経済のグローバル<sup>\*1</sup>化や地球温暖化<sup>\*2</sup>への対応は、本市の食料・農業・農村の振興において一層の計画的かつ総合的な取組を必要としています。

特に、人口減少は、稲作を中心とした土地利用型農業にとって、水田をフル活用した高収益作物等への転換推進という重要な課題を提起しています。また、担い手の高齢化と減少による労働力不足は深刻化しており、兼業農家を含む多様な担い手や法人経営体の維持・発展が喫緊の課題となっています。
- ◆このような状況下、国では食料安全保障に関わる情勢変化や課題に対応するため、令和6年に「食料・農業・農村基本法<sup>\*3</sup>」を改正し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能<sup>\*4</sup>の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の5つの基本理念を掲げました。これに伴い、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める「食料・農業・農村基本計画」も改正されています。

また、令和3年に策定された「みどりの食料システム戦略<sup>\*5</sup>」に基づき、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する方針も打ち出し、農林水産業における気候変動への対応や環境負荷低減の取組を推進しています。本市も令和6年12月に宮城県内初となる「オーガニックビレッジ<sup>\*6</sup>宣言」を行い、地域ぐるみで有機農業<sup>\*7</sup>を推進する方針を明確にしています。
- ◆これらの情勢変化と本市農業が直面する課題に対応するため、今後10年間の本市農業行政の新たな指針となる「第二次登米市農業振興ビジョン（以下、第二次ビジョンという）」を策定いたします。
- ◆第二次ビジョンは、令和17年度を目標年度とし、スマート農業<sup>\*8</sup>の導入加速による労働力不足の解消と生産性の向上、初期型ほ場整備地区における大区画化の推進による省力化とコスト削減、米に偏重しない生産構造への転換を図るための畜産・園芸の振興と登米市産農産物のブランド力向上、高齢化が進む農業就業人口<sup>\*9</sup>の減少を抑制し将来にわたって農業を支える多様な人材の確保と育成、そして環境保全米<sup>\*10</sup>で確立した地位を活かした環境負荷の低減と農業収益の向上を両立する「みどりの食料システム戦略」の取組推進による人と生き物、環境との調和を重視した持続可能な農業の実践などの具体的な方向性を示すものです。

## 2 第一次農業振興ビジョンの総括

- ◆第一次ビジョンは、「魅力向上による登米市農業の持続・発展」を基本理念に、「農業生産1日1億円」（年間365億円）の達成を主要目標として推進してきました。その結果、令和6年推計値では農業生産額が424.76億円に達し、目標率としては116.4%となり、力強い成果を上げました。特に米の生産額が、価格の好転や新規需要米への転換により大幅に目標を上回り、全体の増加を牽引しました。  
しかし、基本目標ごとの指標全体では、目標年度（令和7年度）への進捗率が70.35%に留まり、人口構造の変化に伴う構造的な課題が残されています。

### 1. 基本目標ごとの総括

#### 【基本目標1：意欲と能力のある担い手を“育てる”】

（進捗率 87.65%）

既存の農業経営体の法人化などを推進した結果、認定農業者<sup>※11</sup>数は目標を達成し、経営の強化は進みました。一方で、新規就農者数と担い手への農地集積率が目標を下回り、高齢化や人口減少に伴う新規参入の確保と、農地の集約が大きな課題として残されました。

#### 【基本目標2：生産基盤と農村環境を“整える”】

（進捗率 79.30%）

耕作放棄地<sup>※12</sup>の解消は進んだものの、高齢化や後継者不足を背景とした新たな耕作放棄地の発生が見受けられます。また、多面的機能支払事業における活動面積は、一旦は目標に到達したものの、最終年度で目標を下回る結果となりました。農村環境を保全するための人的資源と組織能力の確保がボトルネックとなっています。

### 【基本目標3：安全・安心な農作物を“作る”】

(進捗率 66.35%)

水稲直播<sup>※13</sup>作付面積率や環境保全型農業<sup>※14</sup>の作付面積率、更には有機センター堆肥の利用量が目標未達となりました。これは、農作業の大規模化・効率化と、環境配慮型の労働集約的な作業との両立が難しいという課題を示しており、環境保全型農業を推進するための経済的インセンティブの強化が急務です。

### 【基本目標4：地域の持ち味を“活かす”】

(進捗率 70.06%)

道の駅などの地域資源を活用したビジネスは好調に推移し、地産地消<sup>※15</sup>の推進に成果が見られました。しかしながら、6次産業化認定事業者数が低迷するとともに、地産地消推進店認定制度が事業者の「実利」に直結していない現状が明らかになりました。安定した供給体制の構築と、ブランド化による高付加価値化が今後の課題です。

### 【基本目標5：都市・農村交流で“繋げる”】

(進捗率 48.40%)

農家宿泊体験事業参加者数が大幅に目標未達となりました。新型コロナウイルスの影響に加え、受入農家の高齢化や減少という構造的要因が重なり、交流事業を支える供給体制の弱体化が顕著になりました。

## 2. 第二次ビジョンへの戦略的な転換

第一次ビジョンは経済的目標を概ね達成した一方で、人材確保、農地管理、環境保全型農業の普及、交流事業の再活性化という、人口構造の変化に伴う構造的な課題を残しました。

第二次ビジョンは、この成果と課題を踏まえ、持続可能性、革新、そして共創を核とした新たな基本理念の下、スマート農業の導入による労働力不足・経営負担の軽減と、環境保全型農業の推進を一体的に進めます。

## 3 計画の期間

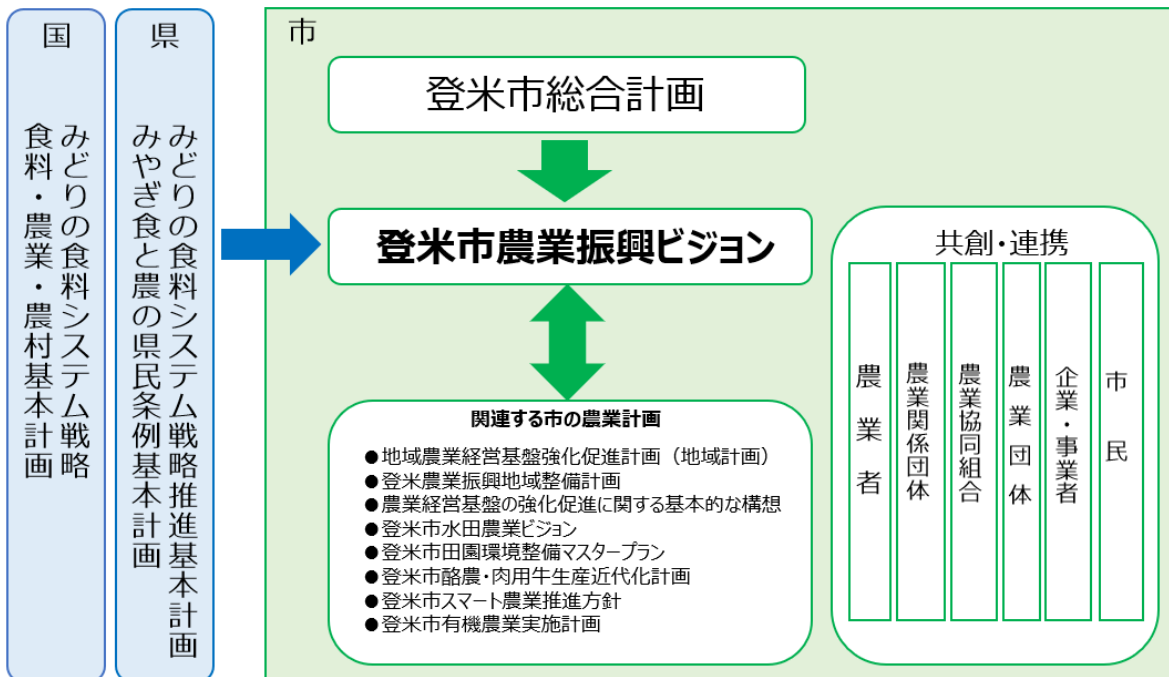
計画の目標年度は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

中間目標年度として令和12年度を設定し、定期的な進捗評価と必要に応じた計画の見直しを行うことで、実効性を確保します。



## 4 計画の性格

本計画は、「登米市総合計画」に掲げる「農業の振興」を基本とし、本市農業行政の基本指針となるもので、国の「食料・農業・農村基本計画（R7.4改正）」や「みどりの食料システム戦略（R3.5策定）」、県の「みやぎ食と農の県民条例基本計画（R3.3策定）」等との整合性を図りつつ、農業者の方々をはじめ農業関係機関・農業協同組合・農業団体との連携を図りながら、本市農業の振興に向けて目指すべき姿を明らかにして、農業施策を推進していくことを狙いとしています。



## 5 農業振興ビジョンとSDGs

平成27年9月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals=SDGs)は、全世界の共通課題である貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すために17の目標を設定しています。

SDGsの考え方は、登米市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念「協働による登米市の持続的な発展」に合致し、その内容が取り入れられたことから、本ビジョンにおいても、SDGsの多様な目標を取り入れるとともに、本市農業が抱える諸課題を解決するため、SDGsの取組を推進します。

農業分野においては、特に以下のSDGs目標へのアプローチが重要となります。

- 目標2： 飢餓をゼロに
- 目標3： すべての人に健康と福祉を
- 目標4： 質の高い教育をみんなに
- 目標8： 働きがいも経済成長も
- 目標9： 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 目標12： つくる責任つかう責任
- 目標15： 陸の豊かさを守ろう

これらの目標に取り組むことで、環境に配慮しつつ、経済的にも社会的にも持続可能な農業の実現に向けた重要なステップとなります。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 本市の概況と食料・農業・農村の現状、課題

### 1 本市の概況

◆本市は宮城県の北東部に位置し、北部は岩手県に、西部は栗原市及び大崎市に、南部は石巻市及び涌谷町に、東部は気仙沼市及び南三陸町に接し、人口は71,370人（R7.3末現在住民基本台帳人口）、面積は536.09km<sup>2</sup>で人口、面積ともに宮城県内第5位となっており県全体の7.36%を占めています。

◆地勢は、西部が丘陵地帯、東部が山間地帯で、その間は広大で平坦肥沃な登米耕土を形成、県内有数の穀倉地帯となっています。

◆本市は、農薬や化学肥料を低減した環境保全米発祥の地として、「ひとめぼれ」など良質米の主産地です。

また、畜産も盛んで、本州最大の和牛の飼養頭数を誇り、宮城県の高級ブランド牛「仙台牛」の最大の生産地となっています。

農林水産省が公表した令和5年の市町村別農業産出額は317億7千万円で宮城県1位、東北でも3位の位置付けにあります。

◆水稻農家の稲わらは畜産農家の粗飼料や敷きわらに活用され、畜産農家から排出された堆肥は、水田に還元されたり、市内の有機センターを通じて良質の堆肥として活用されたりと、耕畜連携<sup>※16</sup>の資源循環型農業<sup>※17</sup>が本市農業の大きな特長です。

◆市内には、北上川や迫川、ラムサール条約登録湿地<sup>※18</sup>にも指定されている伊豆沼のほか、長沼や平筒沼など湖沼も多く、「水の里・登米市」として、ハクチョウやガンなど日本有数の渡り鳥の飛来地となっており、令和4年には環境省の「トキと共生する里地づくり取組地域<sup>※19</sup>」にも指定されました。また、令和6年には宮城県内初となる「オーガニックビレッジ宣言」を行い、持続可能な地域づくりへの決意を新たにしました。

◆本市は、豊かな水と緑に恵まれた地域となっており、人と生き物、環境との調和を重視した持続可能な農業の振興を推進しています。



### 2 本市の食料・農業・農村の現状と課題

農業は、食料を安定的に供給することや国土の保全等、国民の生活に直結する重要な役割を担っています。しかしながら、長年の課題である農業従事者の高齢化や遊休農地<sup>※20</sup>の増加、また、農産物の国際的な需給変動、輸入状況による国内農産物価格の変動や生産資材等の高騰など、生産者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。特に、米価市場価格の変動は、地域経済に多大な影響を与える状況にあります。

本市においては、主食用米偏重の農業構造となっていることから、その構造転換を一層推進し、水田農業経営の体質強化を図ることが重要となっています。

また、担い手の確保、産地としての確立、農地の有効利用、6次産業化など、総合的な農業振興施策を推進し農業所得の向上を図りながら、「より稼げる強い産業」として本市農業を持続・発展させることが必要となっています。

このような状況を踏まえ、本市の食料・農業・農村の現状と課題を分析し検証の上、以下の視点で捉え整理しました。

#### (1) 農 業

- ①総人口・農業就業人口
- ②世帯数・農家数
- ③専兼業別農家数
- ④経営規模別農家数
- ⑤年齢別農業就業人口
- ⑥認定農業者
- ⑦農業産出額
- ⑧激動するコメ事情への対応
- ⑨環境保全を重視した農業生産
- ⑩放射性物質に汚染された農業系副産物への対応
- ⑪産地としての確立
- ⑫スマート農業の推進
- ⑬みどりの食料システム戦略の取組
- ⑭持続可能な農業の未来を描く地域計画

#### (2) 土 地

- ①地目別面積と経営耕地面積<sup>※21</sup>
- ②遊休農地
- ③農業生産基盤（水田の整備状況）

#### (3) 国の農業政策の変化

#### (4) 食の安全・安心

#### (5) 気候変動の影響

#### (6) 多様化・高度化する消費者ニーズ・流通形態

#### (7) グローバル化の進展

## (1) 農 業

### ①総人口・農業就業人口

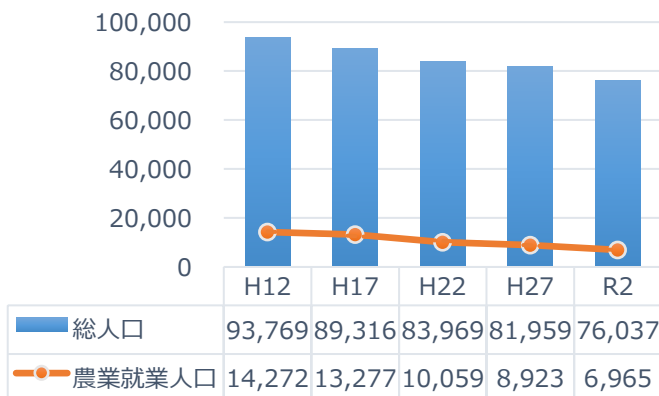
本市の総人口は、令和2年国勢調査では、76,037人で、平成12年国勢調査時より19%減少しています。また、農業就業人口については、令和2年農林業センサスでは6,965人で平成12年農林業センサスより51%減少しており、農業就業者の減少率は人口減少規模を大きく上回っています。

国立社会保障・人口問題研究所<sup>※22</sup>による登米市の推計人口は、平成22年の83,969人が令和12年には63,390人、令和17年には58,371人となっており、平成22年から令和17年の25年間で30%の人口減少が予測されています。

また、同研究所の年齢階層別推計人口を基礎として令和17年の年齢階層別人口を推計すると、15歳から64歳の生産年齢人口は41%減少するとともに、65歳以上人口は、58%減少することが予測されます。

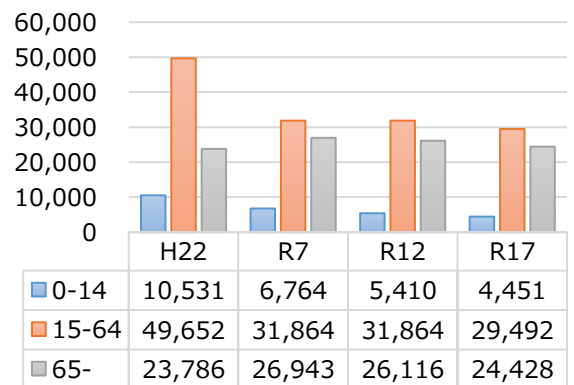
このため、本市の農業就業人口も、更に減少するものと予測されることから、担い手の労力削減のため、農地の集約と将来農業を支える人材の確保、育成が課題となっています。

総人口・農業就業人口の推移



資料：国勢調査・農林業センサス（H12～R2）

年齢構成別人口推計



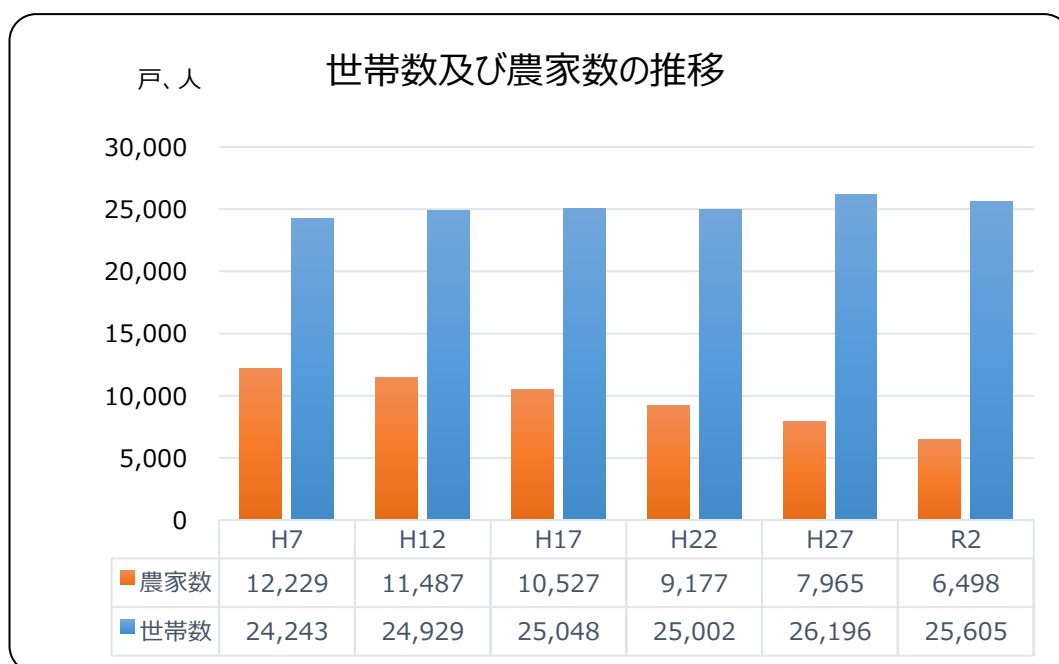
資料：国立社会保障・人口問題研究所（令和5年12月推計）



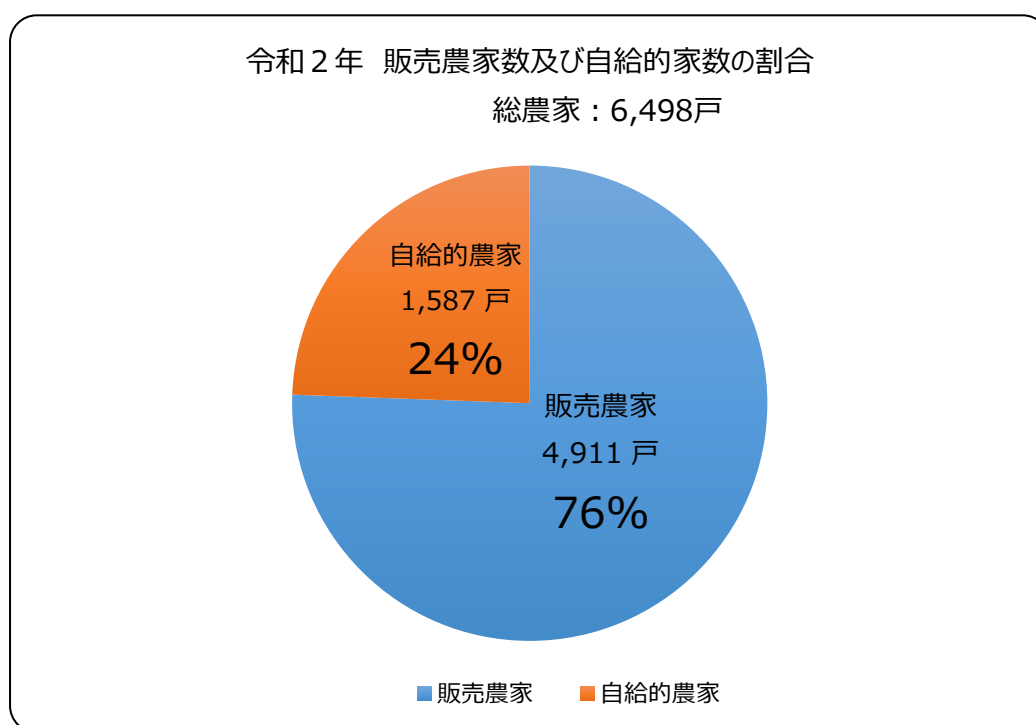
未来の農業を担う登米総合産業高校生による田植え体験

### ②世帯数・農家数

本市の世帯数は、平成7年から令和2年の間に6%増加した一方で、同時期の農家数は47%も減少しており、全世界帯に占める割合も半減していることから、高齢化や資材価格の高騰など厳しい農業情勢の中でも、農地中間管理事業などを通じた担い手への集積・集約化を推進し、多様な担い手の育成・確保を図ることで、持続可能な地域農業を維持していくことが喫緊の課題となっています。



資料：国勢調査・農林業センサス（H7～R2）



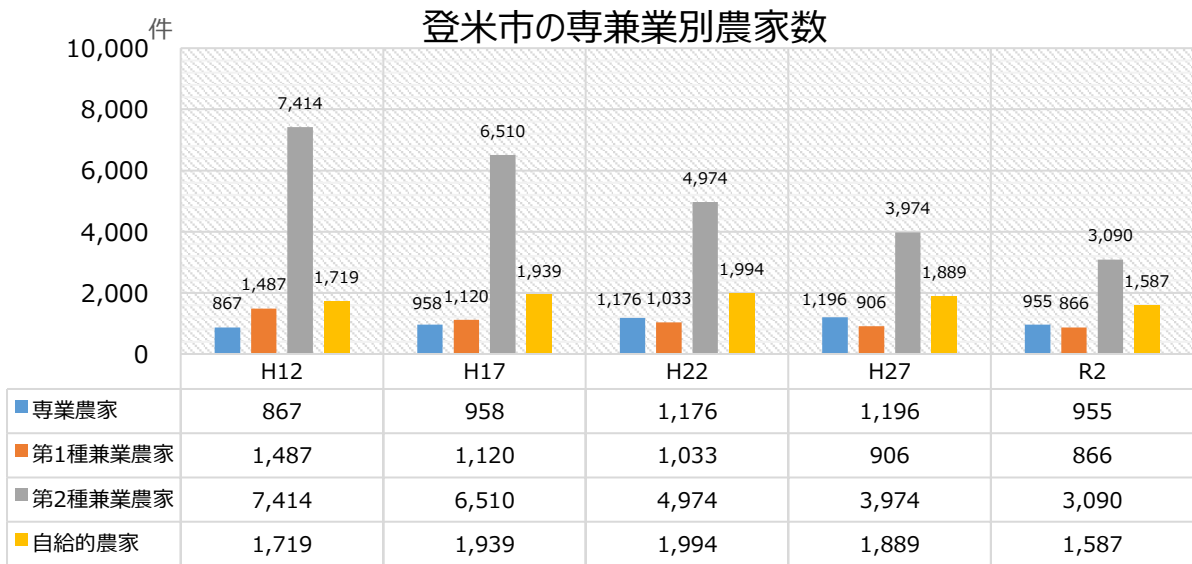
資料：農林業センサス（R2）

③専業別農家数

令和2年農林業センサスによると、本市の専業農家<sup>※23</sup>は955戸で、平成27年農林業センサス時から241戸減少しています。同様に、第1種兼業農家<sup>※24</sup>、第2種兼業農家<sup>※25</sup>も減少傾向にあり、この背景には、高齢化や人口減少による後継者不足が大きく影響していると推察されます。

全国平均と比較して、本市の販売農家に占める専業農家の割合は19%と低く、全国平均の22%を下回っています。このことは、本市の農業が、多くの兼業農家や小規模な家族経営体によって支えられていることを示しています。

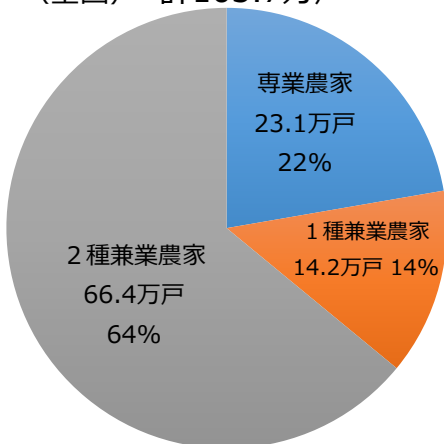
しかし、近年は物価高騰による資材価格の上昇、気候変動による災害リスクの増大、さらにエネルギー価格の高騰など、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、兼業農家にとっても農業を続けることが難しい状況になりつつあります。このため、本市の農業を持続させていくためには、これらの厳しい情勢に対応できるような多様な担い手（新規就農者、法人経営、集落営農組織など）を育成し、積極的に支援していくことが喫緊の課題となっています。



資料：農林業センサス（R2）

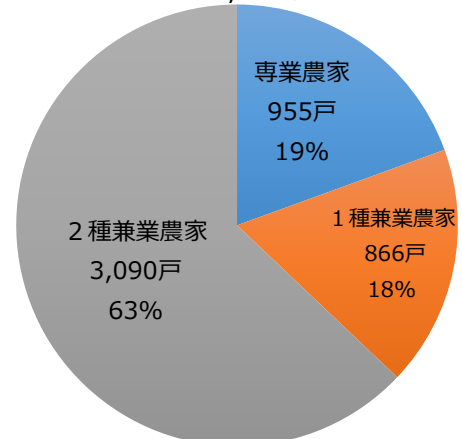
販売農家に占める専業別農家数

（全国） 計103.7万戸



販売農家に占める専業別農家数（登米市）

計4,911戸

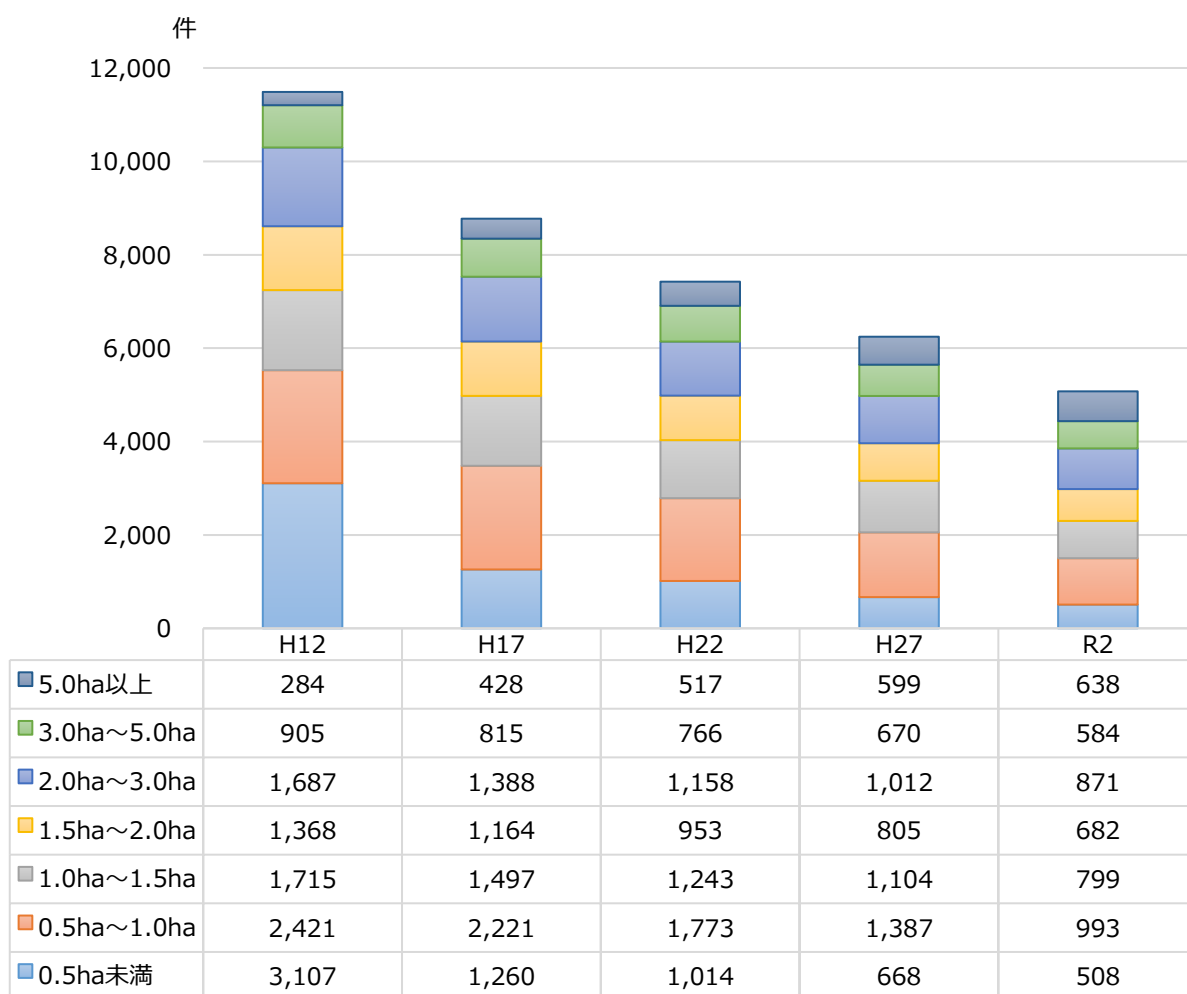


資料：農林業センサス（R2）

### ④経営規模別農家数

令和2年における経営規模別農家数は、経営規模が「0.5ha～1.0ha」の農家が最も多く全体の19.6%を占めており、次いで、「2.0ha～3.0ha」が17.2%となり、小規模から中規模の農家が依然として多数を占めています。これに対し、経営規模5ha未満の農家数は全てが減少している一方、5ha以上の農家は増加していることから、生産性の向上や競争力強化に向けた農地集積による農業経営の大規模化が、今後の農業の重要な流れとなることを示しています。

### 経営規模別農家数の推移

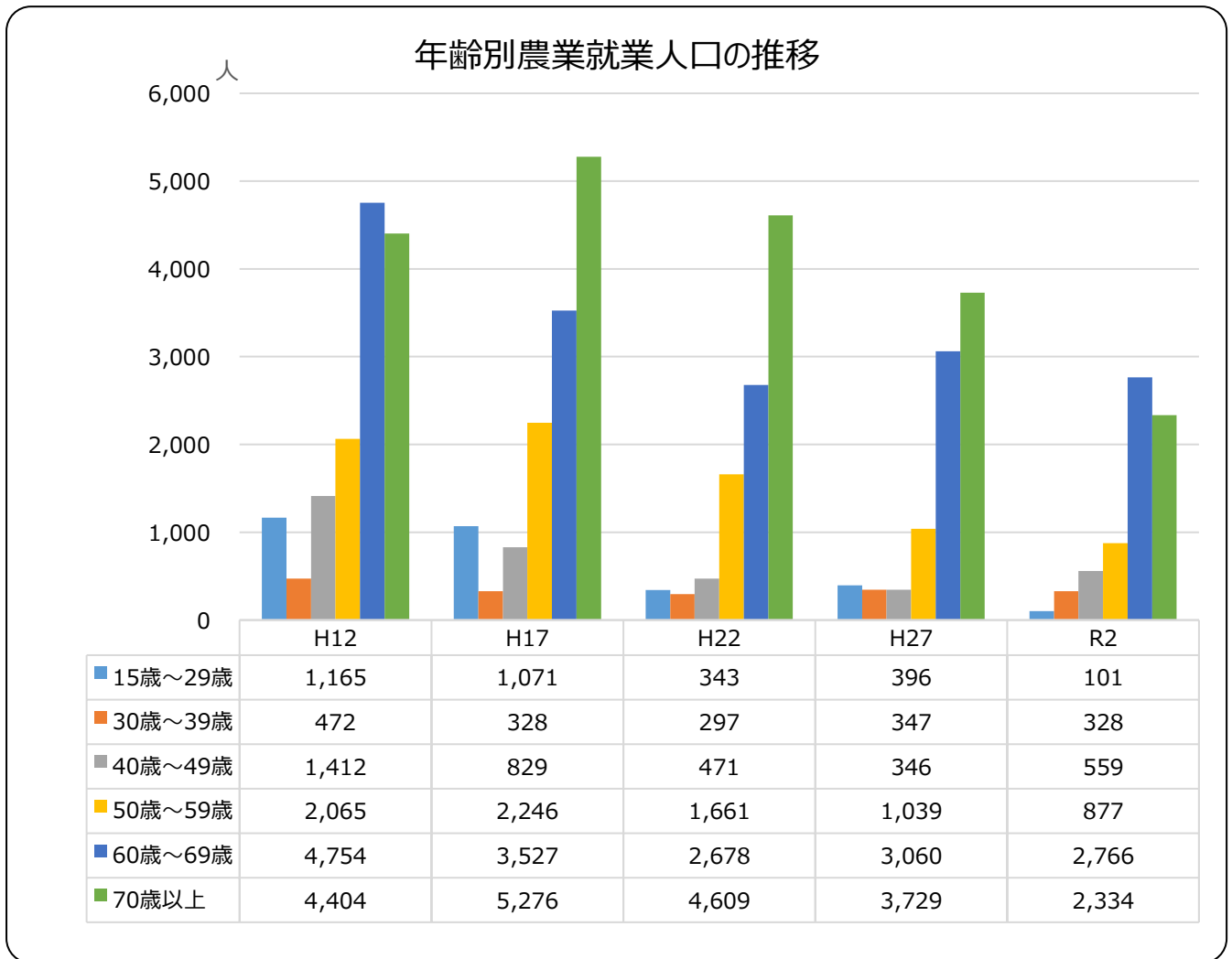


資料：農林業センサス（R2）

### ⑤年齢別農業就業人口

農業従事者の高齢化は依然として深刻な課題であり、特に若年層と中堅層の減少が顕著です。令和2年のデータによると、平成17年以降、30代を除く全ての年齢層で農業就業人口が減少しています。特に、15歳から29歳の層では91%減、50歳から59歳の層では61%減と、次世代を担う若者と、地域農業の中心的役割を果たす中堅世代の流出が加速しています。

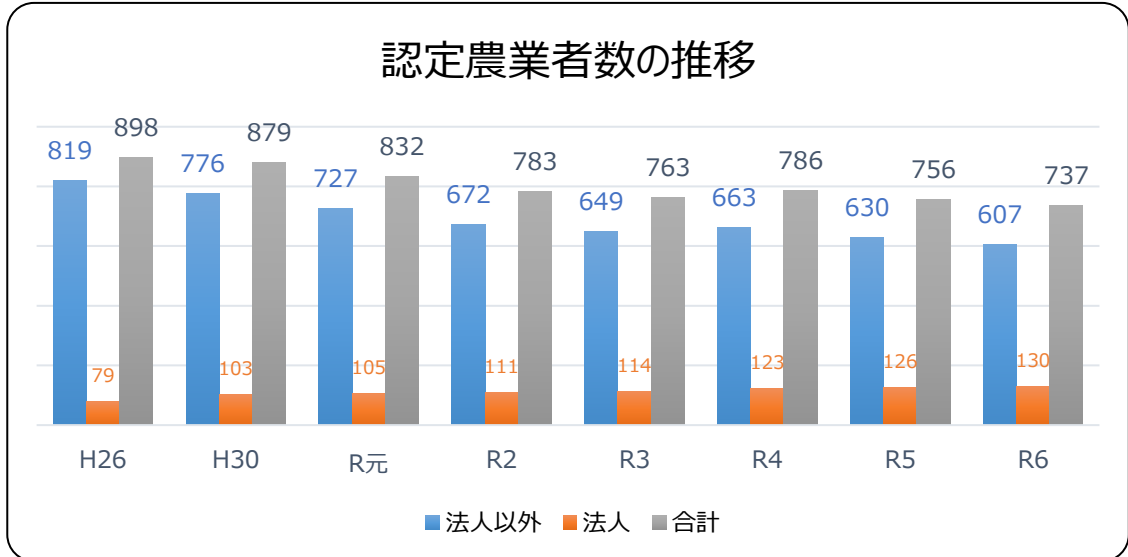
この結果、農業就業人口の73%を60歳以上が占める状況となっており、労働力の確保と生産性の維持が喫緊の課題です。持続可能な農業を実現するためには、新規就農者支援の拡充やスマート農業の導入による省力化、多様な働き方の推進など、多角的な担い手確保対策が不可欠です。



資料：農林業センサス（R2）

⑥認定農業者

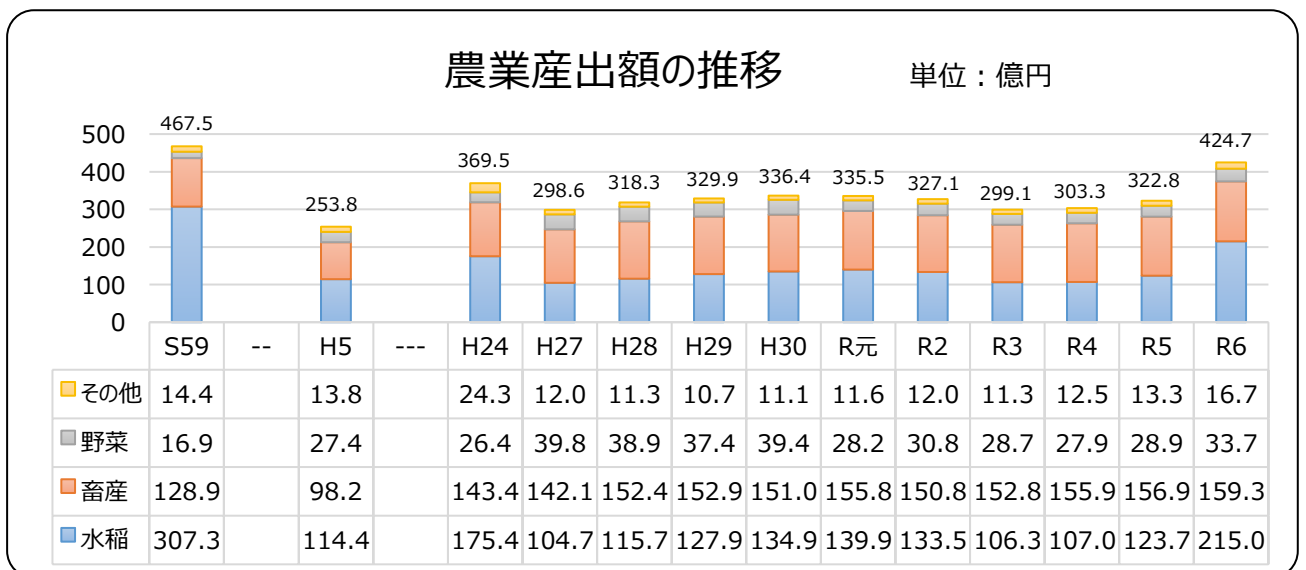
令和6年度の認定農業者数は737経営体で、平成26年度の898経営体と比較して18%減少しているものの、法人経営体数については年々増加し、令和6年度で130法人となっており、農業経営の体質が強化されています。



資料：登米市産業経済部調べ（H26～R2）

⑦農業産出額

登米市の農業産出額は昭和59年の467.5億円をピークに、平成5年には253.8億円と最も減少し、平成24年には目標値である365億円を超えたものの、それ以降は横ばいとなっています。品目別では、特に、主食用米の価格変動が本市の農業産出額に大きな影響を与えており、令和6年（推計）では、主食用米価格が大幅に上昇したことから、目標値に対し、116%の達成率となりました。今後も、主食用米価格の変動が想定されることから、生産コストの削減や主食用米偏重からバランスの取れた生産構造への転換による産出額の増加、ブランド化の推進による付加価値の向上や6次産業化などによる収益性の向上が必要となっています。



資料：H19以前は生産農業所得統計、H19～H25は登米市産業経済部による独自推計  
 H26以降は市町村別農業産出額（農林水産省）及び登米市産業経済部による独自推計  
 ※H26以降は交付金を含まない金額

### ⑧ 激動するコメ事情への対応

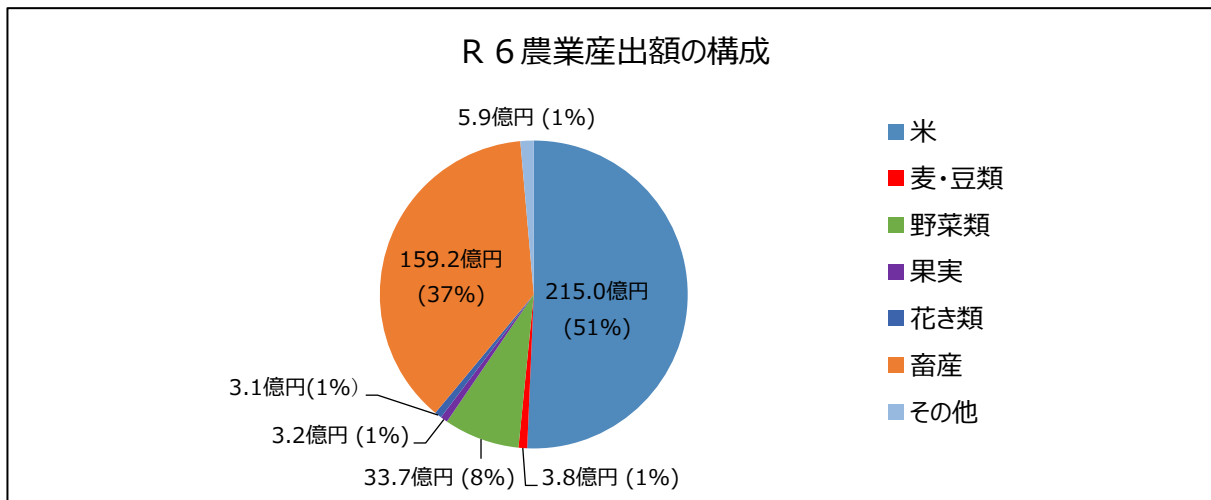
令和6年の本市の農業産出額は425億円となりました。産出額の構成としては、米と畜産で全体の約88%と大きな割合を占めており、そのうち、米の産出額は51%となっています。

国では、米の消費量について、インバウンド（訪日外国人）の増加や物価高騰による米消費の増加に伴い、米不足が生じたことから、米の安定供給を実現するため、従来の需給見通しを修正し、米の「増産」へと舵を切る方針を打ち出しましたが、現在は供給過剰を防ぐため、「需要に応じた生産」を基本とする方針へと軌道修正しています。

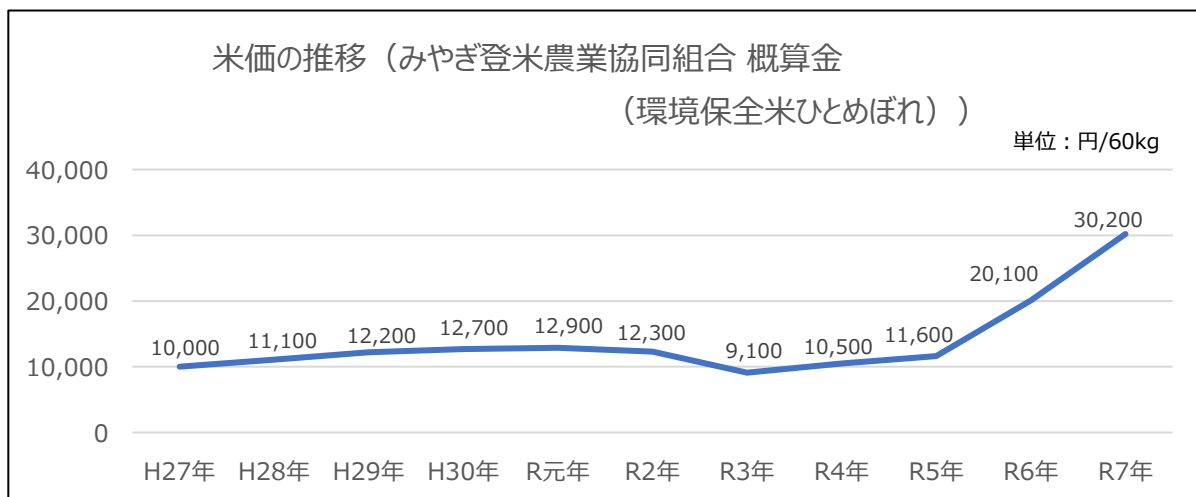
今後の米価については、備蓄米の放出による価格誘導や民間による米の輸入拡大、全国的な米の増産傾向などの複数の要因が複雑に絡み合い、先行きが不透明となっており、需給バランスの調整が継続的な課題となります。

こうしたことから、本市農業においては、主食用米を主体として、麦・大豆、露地野菜等の転作作物を組み合わせた複合経営を更に推進するとともに、加工用米や輸出用米など、米作りと同様に取り組むことのできる生産調整を一層推進し、需給と価格の安定に繋げていくことが重要となっています。

また、スマート農業等による生産コストの構造的削減や、外部要因に左右されない安定的な経営基盤の構築に焦点を当て、米の一大産地として、生産者目線での支援に取り組んでいきます。



資料：登米市農業生産1日1億円創出プランの検証（R6）



### ⑨環境保全を重視した農業生産

農地は単なる食料供給の場から、人々のゆとりとやすらぎを提供する空間、そして環境保全の重要な担い手へとその役割を拡大しています。

こうした中、地球温暖化防止や生物多様性保全といった社会的な要請に応える持続可能な農業への転換が急務となっています。しかし、環境に配慮した営農活動は、収量減少などの生産リスクを伴うため、その普及には課題があります。

本市の農業が未来へと向かうためには、生産者と消費者が一体となり、環境保全型農業への理解を深め、適正な評価を行うことで、持続可能な食料生産体制を築き上げていくことが不可欠です。

### ⑩放射性物質に汚染された農業系副産物への対応

原発事故により本市をはじめ、県内の各市町村には、放射性物質に汚染された稲わらや牧草、ほだ木等が多数発生しました。

8,000 ベクレル/kg 以下の農林業系廃棄物については、土壌還元処理を着実に進めていますが、8,000 ベクレル/kg を超える指定廃棄物<sup>※26</sup>の処理については、国の責任で処理すると示されたものの、未だに各市町村における保管となっており、保管の長期化により周辺住民の不安は大きくなっています。このため、指定廃棄物の処理について早期の対策が求められていることから、国との交渉を継続していきます。

### ⑪産地としての確立

本市は、キュウリやキャベツなどの指定産地野菜<sup>※27</sup>や、本州一の産出額を誇る肉用牛といった主要品目の生産が盛んであるものの、担い手の高齢化や農家数の減少といった課題に直面しており、これらを乗り越え、更なる産地確立を図るためには、スマート農業技術の導入やパイプハウスなどの施設整備への支援を強化して生産基盤を安定化させるとともに、「登米産」のブランド価値を高めるべく、高品質な農産物や、環境保全型農業といった地域の特色を積極的に発信していくことが不可欠であり、生産者と消費者が一体となって持続可能な農業を推進していくことが求められています。



出荷を迎えたキュウリやキャベツが消費者のもとに届けられます

### ⑫スマート農業の推進

高齢化や後継者不足による農業従事者の減少などの課題を解決するため、ICT<sup>※28</sup>・IoT<sup>※29</sup>技術を導入することにより、生産性の向上や経営の効率化、軽労化や省力化に向けたスマート農業の推進が不可欠です。

このため、本市では、持続可能な農業、誰もが取り組める農業、そして環境にやさしい農業の実現を目指すため、市独自の取組として自動操舵システムの導入や農業用ドローンなど最先端のスマート農業機械の導入などに対して支援を行い、スマート農業の普及、拡大に努めています。

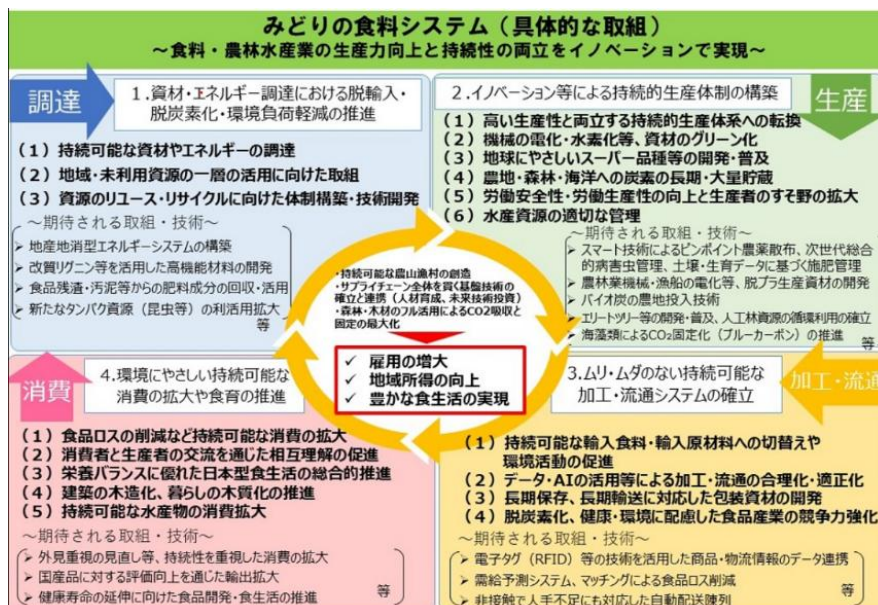
また、新たにほ場整備を実施する地区において、水管理のシステム化などの導入等についても検討しています。

### ⑬みどりの食料システム戦略の取組

「みどりの食料システム戦略」は、農林水産省が策定した、食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立をイノベーションで実現する政策です。2050年までに、化学農薬の使用量を50%低減、化学肥料の使用量を30%低減、そして耕地面積に占める有機農業の割合を25%（100万ha）に拡大することなどを目標としています。

本市は令和6年12月に有機農業実施計画を策定し、宮城県内初となる「オーガニックビレッジ」を宣言しました。地域ぐるみで有機農業を推進していくため、これまで本市が培ってきた人・生物・環境に優しい農業のブランド力を活かし、有機JAS認証<sup>※30</sup>やスマート農業機械等の導入支援を通じて生産体制の強化を図りつつ、生産から消費に至るサプライチェーンの多様な関係者との連携を深め、需要に応じた有機農産物の生産拡大、加工品の開発、販路開拓を積極的に進め、持続可能な地域農業の実現を目指しています。

また、環境保全型農業や耕畜連携による資源循環型農業を更に推進し、温室効果ガス排出量の見える化を図っています。みどり認定<sup>※31</sup>農業者への支援強化や「みえるらべる<sup>※32</sup>」等を通じた情報発信により、先端技術・スマート農業機械の導入、データ駆動型農業への転換を促進し、肥料・農薬の適正な使用や、エネルギー消費の最適化、脱炭素化と調和した新たな農業システムの導入を関係機関とともに推進しています。



資料：農林水産省

### ⑭持続可能な農業の未来を描く地域計画

本市では、令和7年3月に、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を策定しました。この計画は、10年後の農地の担い手や農地利用の姿を明確にするためのものです。

地域計画の策定にあたっては、これまでの「人・農地プラン」で設定した「地域の話し合いの場」を基本とし、地域の農業の将来像について、幅広い農業者や関係機関との協議を重ねてきました。

今後は、策定した地域計画に基づき、農地中間管理事業を積極的に活用して農地の集積・集約化に努め、担い手への農地利用の効率化を図ります。

また、地域計画で明確化された将来の農地の担い手像に基づき、新規就農者の支援や既存農業者の経営強化を支援することで、持続可能な農業経営を推進します。さらに、地域計画に沿った農業生産の振興、新たな農業技術の導入支援、地域特産品のブランド化などを通じて、地域農業全体の活性化を目指しています。



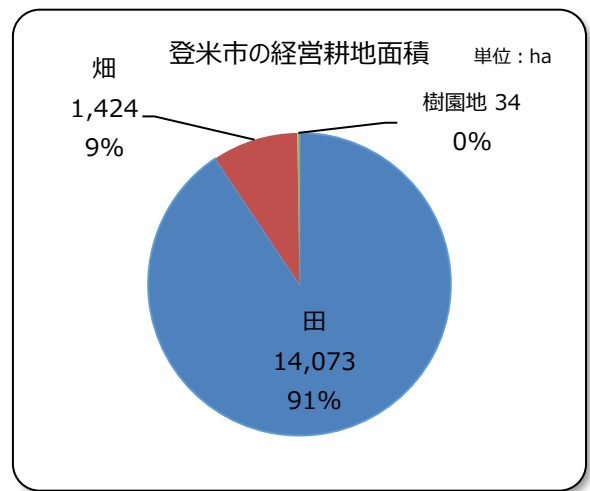
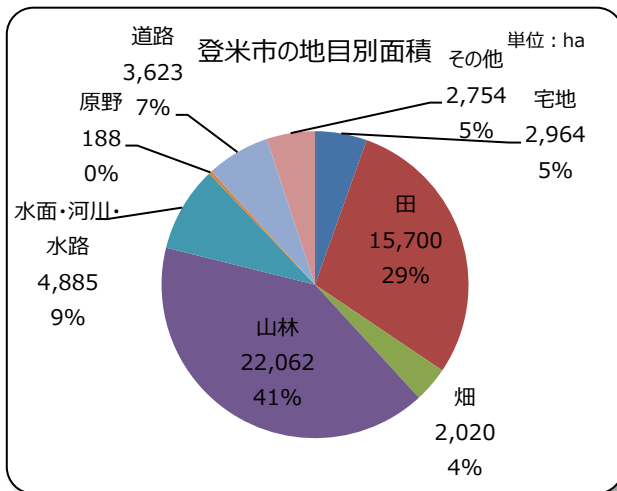
地域農業の将来のあり方や、農地の効率的・総合的な利用方針を話し合った「協議の場」

## (2) 土地

### ①地目別面積と経営耕地面積

令和5年の登米市の総面積は536.09Km<sup>2</sup>であり、そのうち地目別に見た農地の面積は17,720haと総面積の33%を占めています。また、山林は41%を占め豊かな自然環境を保っています。

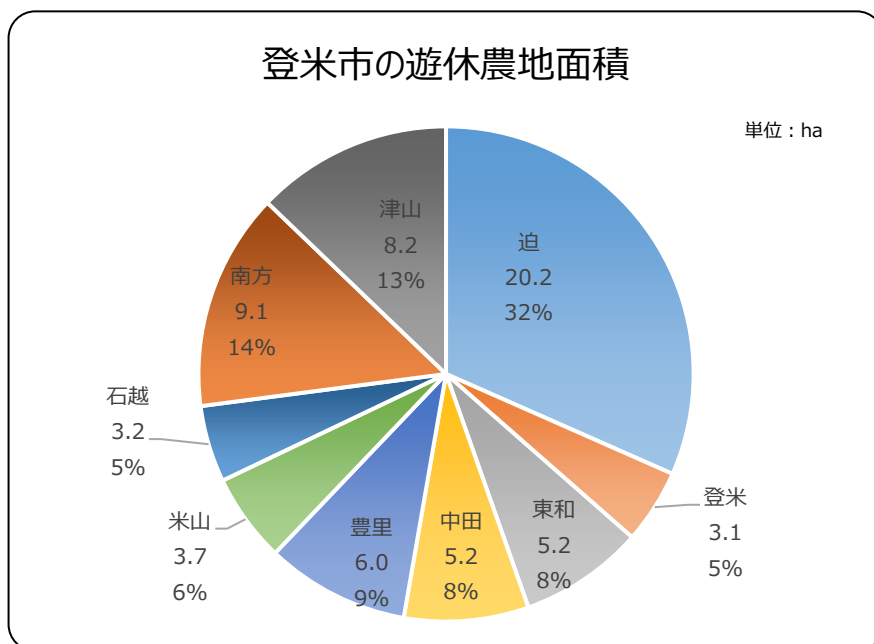
令和2年の経営耕地面積は、15,532haであり、そのうち田は14,073haと経営耕地の91%を占めています。また、県内においては、大崎市に次いで第2位の経営耕地面積となっており、県全体の14.8%を占めています。



資料：農林業センサス (R2)

### ②遊休農地

令和6年の農地利用状況調査では、荒廃した農地は295.6haであり、全農地の1.6%となっています。このうち、遊休農地の面積は63.9haで、地区別では、迫、南方、津山が高い割合となっており、遊休農地解消及び発生防止の取組が必要であります。



資料：農地利用状況調査 (R6)

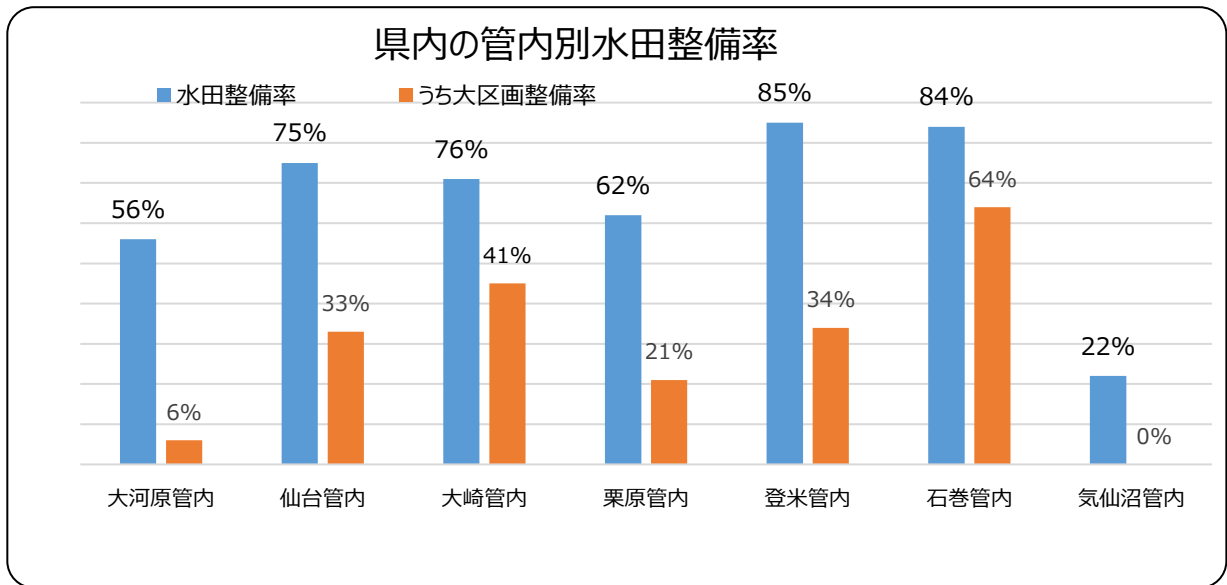
## 第2章 本市の概況と食料・農業・農村の現状、課題

### ③農業生産基盤（水田の整備状況）

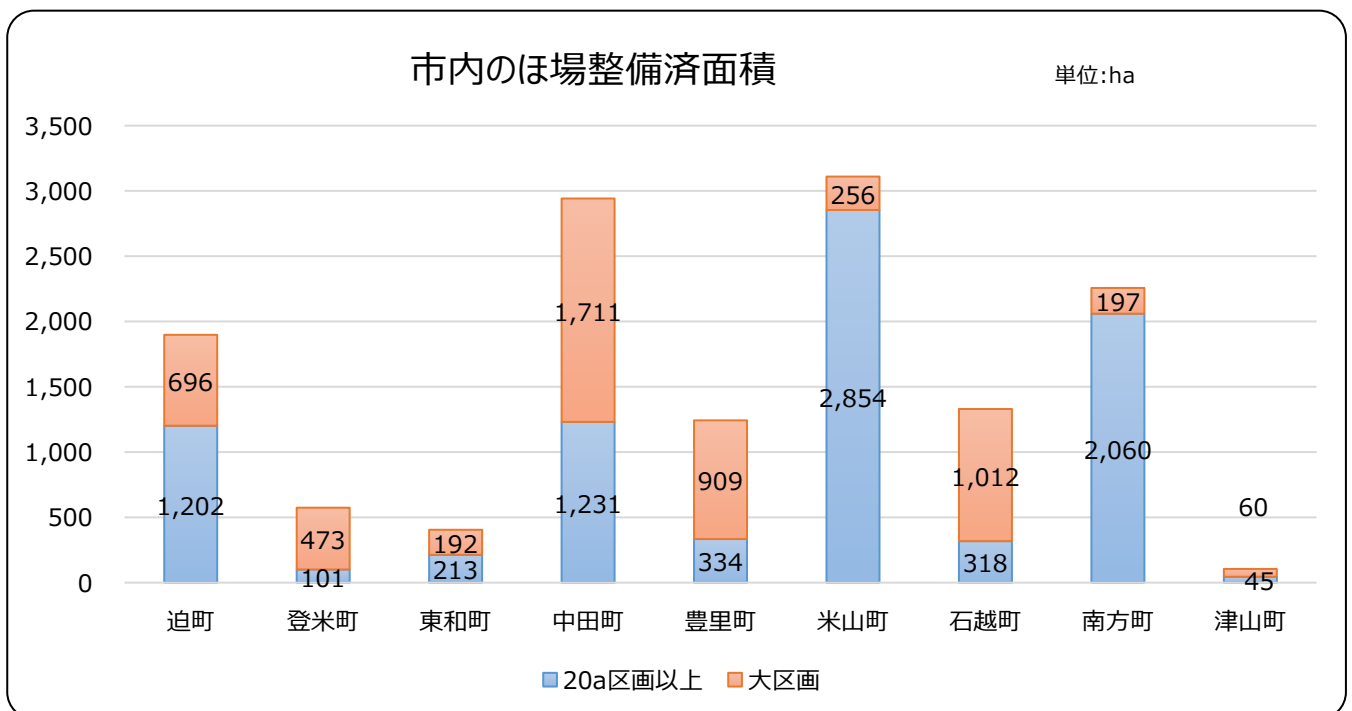
令和6年度現在の20a区画以上の圃場整備面積は13,909haで整備率は85%となっており、このうち50a区画以上の大区画整備面積は5,551haで整備率は34%となっています。県内の管内別に見ても本市は最も整備が進んでいます。

今後も、整備された生産基盤を活用し、大豆、麦、露地野菜等の作付拡大を図り、主食用米に偏った生産構造からの転換を進めることが必要となっています。

また、圃場整備率は高いものの、大区画整備の進捗は地区ごとに差があることから、担い手への集積や生産効率向上を目指すため、ほ場の大区画化と合わせ、スマート農業技術の導入を計画的に進めていきます。



資料：宮城県農林水産部農村振興課「水田整備状況（R6）」



資料：宮城県農林水産部農村振興課「水田整備状況（R6）」

### (3) 国の農業政策の変化

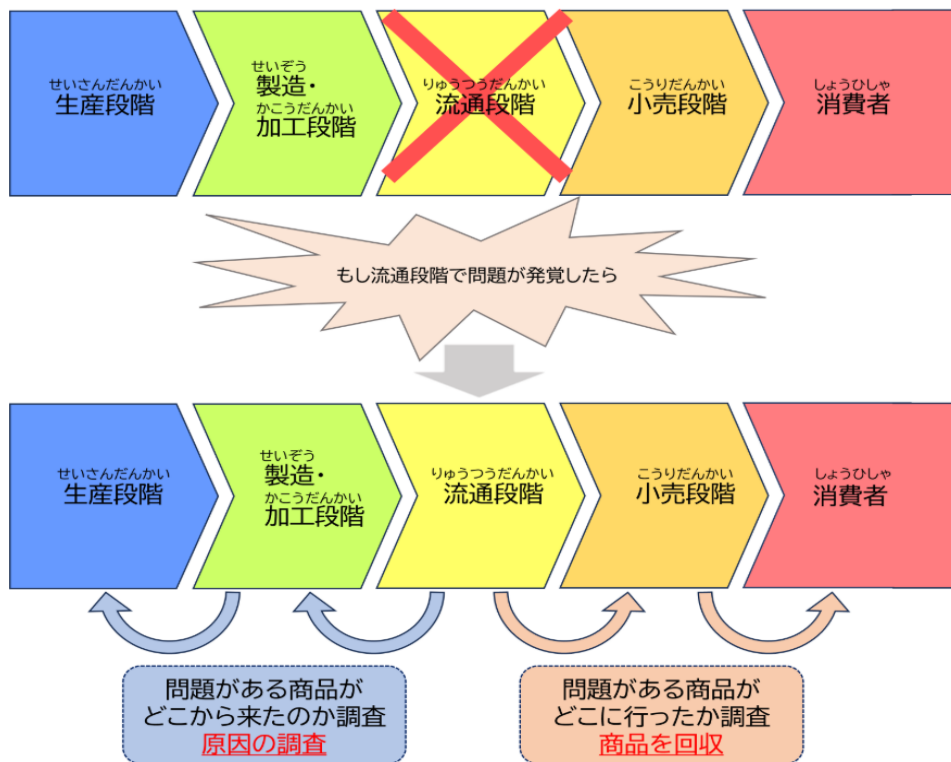
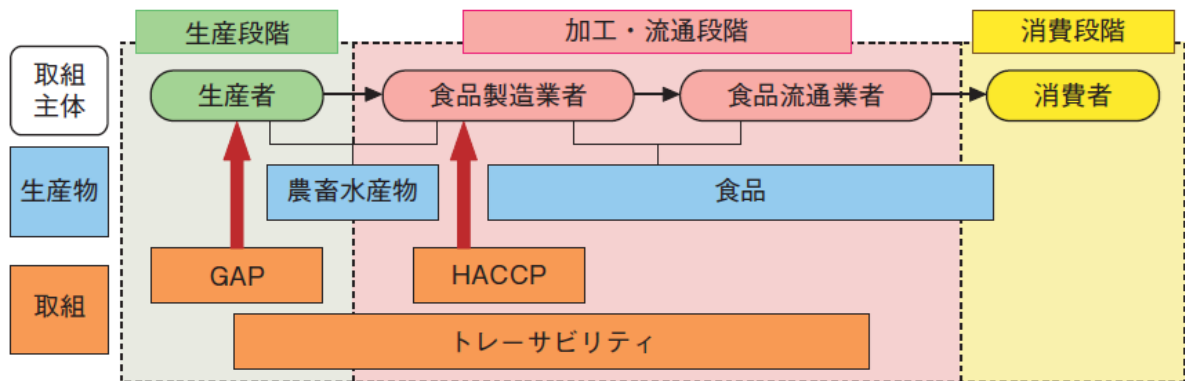
- ◆国においては、農業従事者の高齢化、遊休農地の増大等の課題を踏まえ、構造改革を更に加速化するために、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定しました。プランでは、経営所得安定対策<sup>※33</sup>の見直しや米価変動補填交付金の廃止、農地中間管理機構<sup>※34</sup>設立などを掲げており、農業政策の大きな転換点となっています。
- ◆米政策の分野においては、平成30年度から行政による生産目標数量の配分が廃止され、生産者や集出荷業者・団体が需要に応じた生産を行っています。また、水田活用の直接支払交付金を通じて、麦、大豆、飼料用米<sup>※35</sup>などの戦略作物の生産が推進され、水田の有効活用が図られてきました。しかし、この水田活用の直接支払交付金は、令和9年度からその制度が根本的に見直されることになっています。具体的には、麦、大豆、飼料作物については、水田・畑を問わず生産性向上に取り組む者の支援へと転換する方向で、新たな「食料・農業・農村基本計画」にその方針が位置づけられています。
- ◆近年の農業政策は、かつての輸入農産物との価格競争を意識した「攻めの農業」から、安全・安心な国産農産物の生産による食料自給率向上を目指す「みどりの食料システム戦略」へと大きく舵を切っています。この戦略では、環境負荷低減、スマート農業の推進、生産性の向上などが重視されています。
- ◆令和6年には食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正されました。この改正では、「国民一人一人の食料安全保障」を最重要課題と位置づけ、国内生産の増大を基本としながら、有事における食料の安定供給確保や、環境と調和のとれた食料システムの確立などが新たな基本理念として明記されました。また、この改正基本法に基づき、令和7年4月には新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、平時からの食料安全保障を実現するため、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める具体的な方針が示されました。
- ◆農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」が、既に各自治体で策定されています。地域計画は、地域の農業者が話し合い、将来の農地利用の姿（目標地図）を明確にし、農地の集約化や効率的な利用を進めるための重要なツールです。
- ◆本市としても、これら国の新たな政策、特に改正された食料・農業・農村基本法と基本計画の理念、令和9年度から見直される水田政策、そして既に策定された地域計画の実現に向け、農業の将来像に沿って、各種補助金を積極的に活用するとともに、地域の実情に合わせた独自の施策を構築することで、本市農業の活性化を図っていく必要があります。特に、食料・安全保障の強化、環境負荷低減、そして地域農業の持続可能性の確保に向けた取組を加速させていきます。

### (4) 食の安全・安心

食生活が多様で豊かになる一方で、加工食品や外食など家庭外で調理された食品の消費が増加しており、農産物の販路として食品産業の重要性が高まっています。また、農産物や加工食品の輸入の増大に伴い、輸入農産物における農薬の残留、食品の不正表示等、食に対する不安を著しく増大させる事態が相次いで発生し、消費者の食の安全に対する関心が高まっています。特に、食品の製造・加工段階における危害要因分析と重要管理点（HACCP<sup>※36</sup>）に基づく衛生管理や、農業生産における食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための農業生産工程管理（GAP<sup>※37</sup>）の導入と実践が不可欠です。

HACCPとGAPは、生産から消費までのフードチェーン全体で食の安全性を確保するための重要なツールです。これらの取組を積極的に推進し、その努力が消費者に明確かつ分かりやすく伝えられるような情報発信が重要です。

食の安全の取組概要例



資料：農林水産省

### (5) 気候変動の影響

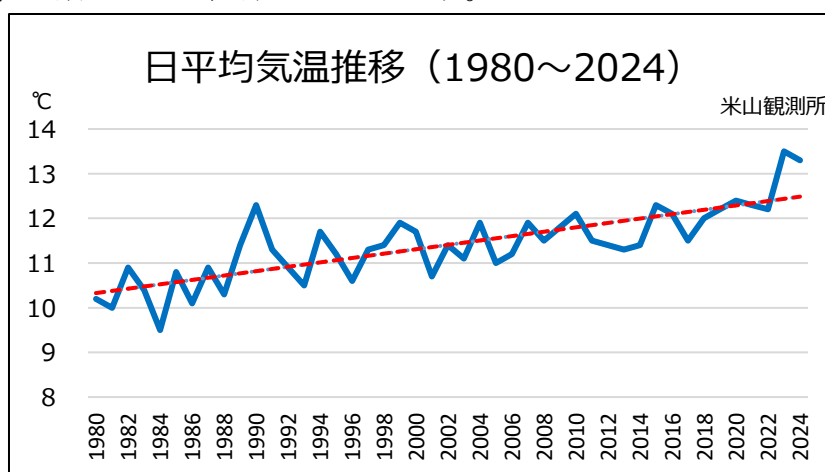
気候変動は、日本の農業に多岐にわたり影響を及ぼしており、夏季の気温上昇は、農作物に深刻な生理障害を引き起こす主要因となっています。

例えば、米では、登熟期の高温により玄米が乳白色になる「白未熟粒」が多発し、品質と等級が著しく低下する問題が顕在化しています。

果樹においては、リンゴの着色不良・果肉軟化、トマトの裂果など、商品価値を損なう被害が報告されています。

家畜においても、暑熱ストレスにより、生乳生産量の減少や飼料摂取量の低下といった生産性の問題に直面しています。

さらに、気候変動は高温化だけでなく、降水パターンの変化や異常気象の頻発にも繋がり、農業生産基盤の脆弱性を高めています。特に、高温が長期化し、それに伴って少雨傾向が顕著になる地域では、河川やため池の水位低下による「渇水被害」が深刻な問題となっています。これは、水稻の生育に必要な水量の確保が困難になったり、畑作物への安定的な灌漑ができなくなったりすることで、作物の減収や品質低下を招き、農業用水の管理に大きな負担をかけています。一方で、豪雨や台風による冠水被害や、新たな病害虫の発生・定着も懸念されています。これらの物理的・生物学的な影響は、生産者の収益性を直接的に圧迫するだけでなく、中長期的な視点での食料安全保障に対する潜在的な脅威ともなり得ます。こうした背景から、気候変動への対策は、単なる環境問題ではなく、農業の持続可能性と経済の安定を左右する喫緊の課題として認識されています。



高温の長期化による渇水被害

### (6) 多様化・高度化する消費者ニーズ・流通形態

消費者ニーズは、量的拡大から質的向上にシフトする中で、価格や品質、安全性や安定性、付加情報など様々な視点が重視されているとともに、加工・業務用の農林水産物の需要が増えるなど、農産物に対する要求は、ますます多様化、高度化しています。流通形態も、卸売市場を通じた流通に加え、産直施設での販売、小売店・食品産業との直接取り引き、インターネット・ショッピングなど多様化しています。さらには、物流ニーズの高度化・多様化に対応して、「物流近代化ターミナル」の整備等により物流拠点の高度化が進んでいることから、消費者ニーズや進化する流通形態に対応した取組が求められています。

また、令和6年4月に施行された新たな労働規制は、トラックドライバーの年間労働時間に上限を設けるもので、トラックドライバーの労働時間が大幅に短縮されることで、物資の円滑な流通が妨げられ、最悪の場合「モノが運べなくなる」という事態も懸念され、物流業界や経営活動に大きな変化が生じる恐れがあります。

### (7) グローバル化の進展

現在、日本の農業は、市場経済化の進展、海外からの輸入農産物増加による産地間競争の激化に加え、気候変動、生産資材価格の高騰、農業従事者の高齢化・減少といった複合的な課題に直面しています。

TPP（環太平洋パートナーシップ協定<sup>※38</sup>）やEPA（経済連携協定<sup>※39</sup>）といった経済社会のグローバル化により、関税撤廃によって保護されていた状況から変化し、国内だけでなく安価な外国産農産物との競争を強いられるようになっていきます。

特に、過去のトランプ政権下の米国による貿易不均衡是正圧力、および将来的な一律関税導入や米国産農産物輸入拡大への圧力が、日本からの輸出に影響を与える可能性があり、すでに一部の農産物輸出にキャンセルが生じるなど、具体的な影響も確認されています。

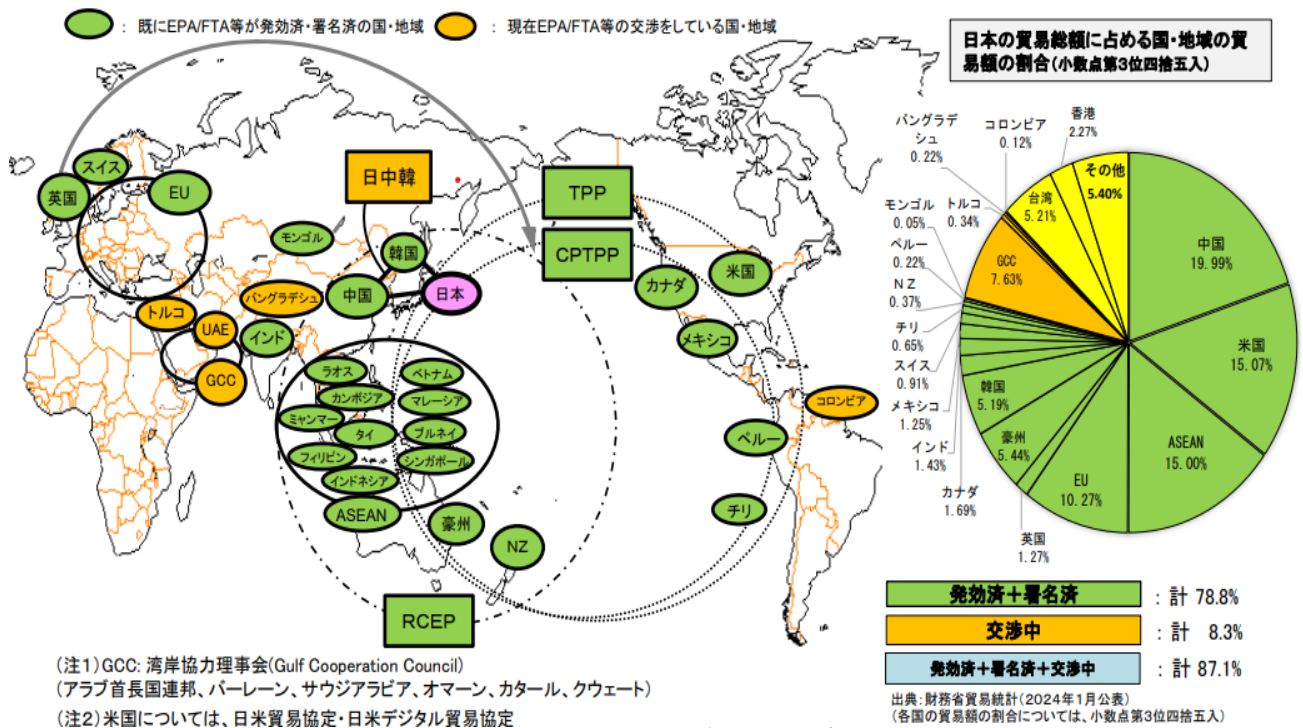
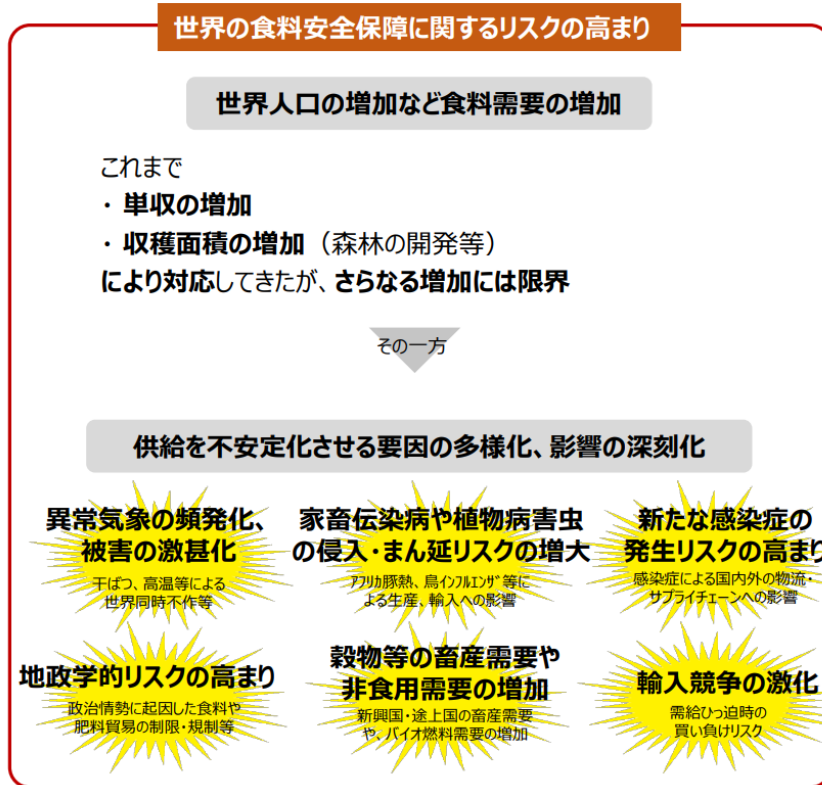
このような状況下で、日本政府は「食料・農業・農村基本計画」に基づき、令和7年に2兆円、令和12年に5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標を設定しています。この目標達成のためには、農業の効率化やコスト削減、独自の販路確保といった対策が求められています。

本市の農業においては、みやぎ登米農業協同組合が、主食用米の国内消費減少に対応し、農家所得の維持・向上と販路拡大を目指して、米の輸出に積極的に取り組んでいます。また、大手米卸との連携を深め、香港やアメリカなどを主な輸出先とし、単独の農業協同組合としては国内最大級の輸出量を誇る「フラッグシップ輸出産地」の一つとして機能しています。

この取組は、地域農業の新たな収益源を確保し、輸出用米の生産者を数百人にまで拡大させるなど、持続可能性に大きく貢献しています。一方で、国際市場では外国産米との価格競争が最大の課題であり、輸出の更なる拡大には、多収性品種の導入や、耕畜連携による堆肥活用など、低コスト生産への継続的な取組と、国による政策支援が不可欠な状況です。

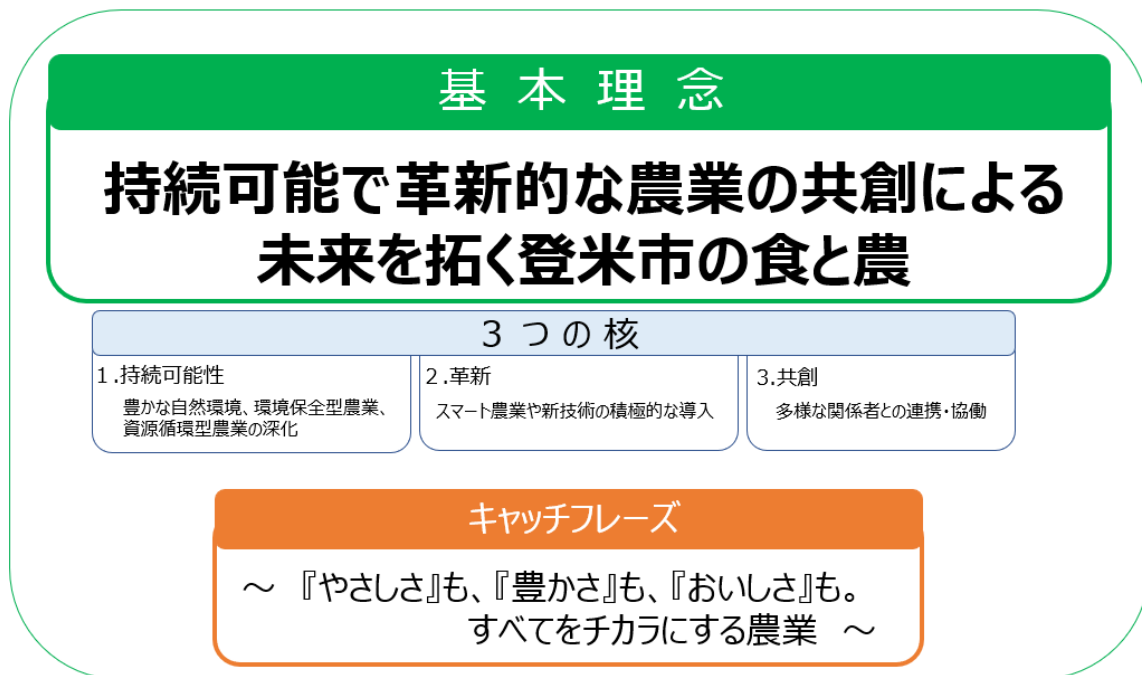
## 第2章 本市の概況と食料・農業・農村の現状、課題

本市の農業が国際競争に打ち勝ち、持続可能な産業となるためには、食料・農業・農村基本法・基本計画の趣旨を踏まえ、農業経営の競争力強化と安定化が不可欠です。生産性向上、環境負荷低減、新たな担い手の確保といった喫緊の課題に対し、国や日米貿易協定<sup>※40</sup>の施策を有効に活用するとともに、本市独自の積極的な支援策を構築し、意欲ある農業者が希望を持って取り組める環境を整備していく必要があります。



## 第3章 基本理念・基本目標

### 1 基本理念・キャッチフレーズ



### 基本理念（未来に向けた行動指針・戦略）

- ◆「第一次ビジョン」では、「魅力向上による登米市農業の持続・発展」を基本理念に掲げ、「育てる（担い手）」、「整える（生産基盤・農村環境）」、「作る（安全・安心な農産物）」、「活かす（地域特性）」、「繋げる（都市・農村交流）」の5つの基本目標を柱に農業振興を推進してきました。
- ◆農業を取り巻く情勢は、人口減少、労働力不足、気候変動、国際市場の変動、そして国の政策転換など多岐にわたる要因によって常に変動しています。これらの変化には、単なる「魅力向上」に留まらない、より強靱で革新的な農業構造の構築が求められています。
- ◆本市は、環境保全型農業の発祥地であり、耕畜連携による資源循環型農業など、独自の強みを持ち、地域農業を牽引する立場にあります。また、「オーガニックビレッジ宣言」を行い、国の「みどりの食料システム戦略」が掲げる脱炭素化や有機農業拡大の目標達成に向けて、多様な関係者との連携・協働の重要性が増しています。
- ◆これらの状況を踏まえ、第二次ビジョンでは、持続可能性、革新、そして共創を核とした新たな基本理念を設定し、これまでの取組で得られた知見と成果を基盤としつつ、未来の不確実性に対応するため、登米市農業が地域社会と地球環境に貢献しながら、「より稼げる強い産業」へと転換し、経済的にも発展し続ける姿を目指すものです。

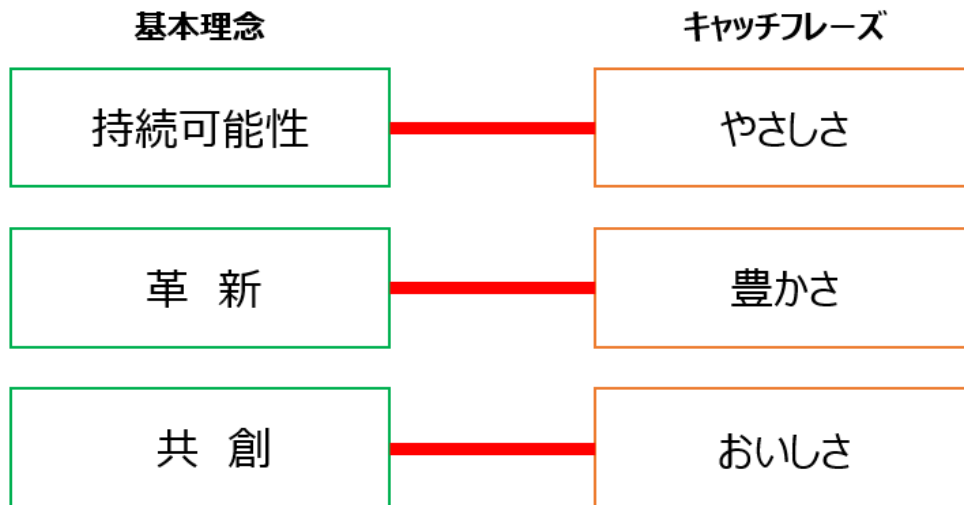
### 第3章 基本理念・基本目標

- ◆この基本理念は、本市の豊かな自然環境（水と緑）を基盤とし、環境保全型農業や資源循環型農業といった独自の強みを更に深化させることを意味しています。同時に、「革新」はスマート農業や新技術の積極的な導入を、「共創」は農業者、食品産業、消費者、行政、研究機関など多様な主体が連携し、新たな価値を創造していく姿勢を示しています。

これにより、食料安全保障の確保、環境負荷の低減、そして地域経済の活性化を同時に実現し、登米市農業が未来に向けて持続的に発展する道筋を明確にするものです。

#### キャッチフレーズ（簡潔で力強く、感情に訴えかけるメッセージ）

- ◆環境への配慮、経済的な発展、食の魅力、という3つの目標を同時に追い求める姿勢を表現し、3つの要素が合わさることで、登米市の未来を切り拓くための大きな「力」になる、というポジティブで力強いイメージを表現するキャッチフレーズも設定します。
- ◆基本理念とキャッチフレーズは、第二次ビジョンにおいて、「戦略」と「メッセージ」という車の両輪のような関係性を担います。



2 基本目標

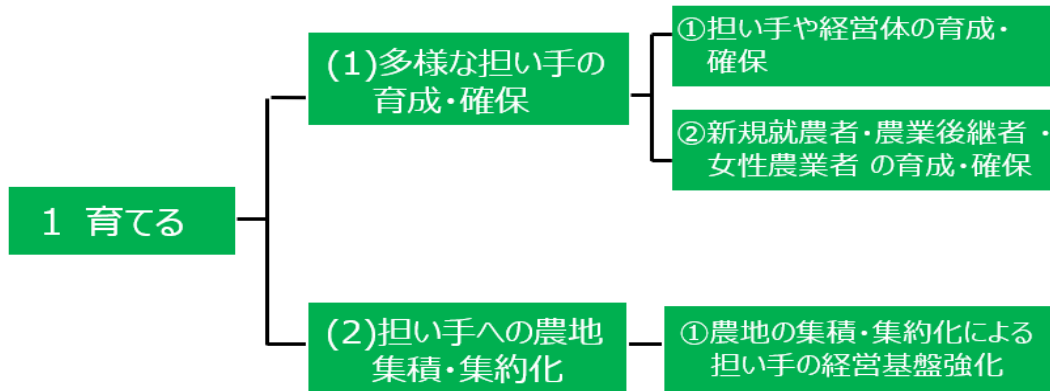
第二次ビジョンでは、第一次ビジョンの5つの基本目標を継承しつつ、現在の農業を取り巻く状況と将来の展望を踏まえ、各目標の下に具体的な戦略的方向性と主要施策を展開します。

1 意欲と能力のある担い手を“育てる”

－ 持続可能な農業経営体の確立 －

農業生産の主体となる認定農業者、認定新規就農者などの中心経営体をはじめ兼業農家や女性農業者などの登米市農業を支える多様な担い手、地域おこし協力隊<sup>\*41</sup>の活用などによる新規就農者の育成・確保や農福連携<sup>\*42</sup>を図り、持続・発展する農業を目指します。

また、地域計画による地域の話し合いに基づき、担い手への農地の集積・集約化による経営規模の拡大や複合経営による効率的かつ安定的な農業を促進し、担い手に対する農業経営の体質強化を目指します。



新規就農者サポートチームによる巡回指導



専門家による新規就農相談会

## 2 生産基盤と農村環境を“整える”

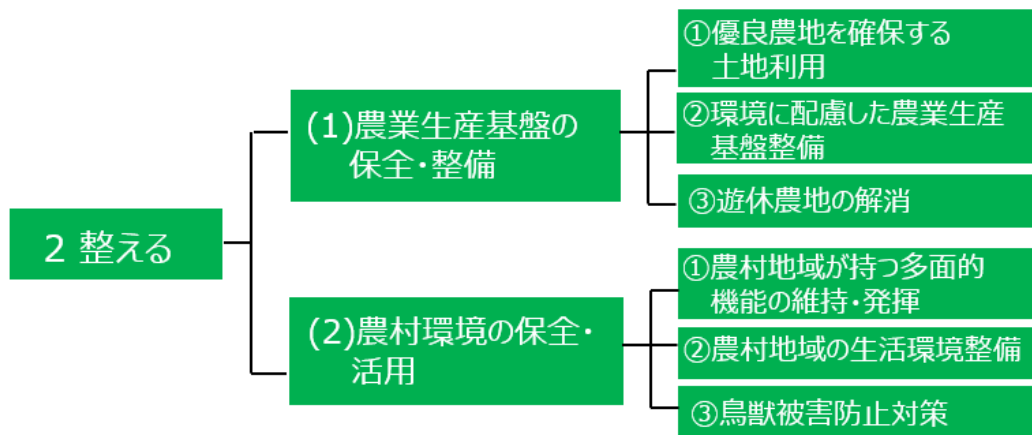
－ 強靱で環境と調和した農村の実現 －

登米農業振興地域<sup>※43</sup>整備計画に基づく計画的な土地利用により、農業的土地利用と都市的土地利用の調和に努めるとともに、遊休農地の発生防止や解消により、優良な農地の確保・保全を目指します。

農業生産基盤については、初期型ほ場整備地区の作業を効率化するため、農地の大区画化を推進します。また、環境に配慮した保全・整備により、多様な生物の生息可能な環境の保全に努め、自然環境と調和した良好な農業生産基盤の確保を目指します。

農村環境については、地域の共同活動により農村環境が持つ多面的機能を維持・発揮するとともに、農業用施設等の適正な維持管理などにより農村地域の生活環境の向上を目指します。

また、鳥獣被害防止対策の強化を図り、農作物被害の低減を目指します。



農地の大区画化を推進（沼崎・大平地区）

### 3 安全・安心な農産物を“作る”

－ 環境と調和した市場ニーズに応える  
高付加価値生産の推進 －

本市農業の持ち味である、環境保全型農業、資源循環型農業を柱に、安全・安心で環境にやさしい特色ある農畜産物の生産を推進し、消費者に求められる産地づくりを目指します。「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷を低減した農業への取組の必要性について、生産者と消費者の理解の醸成を進め、その取組によって生産された農産物が支持され、地域の需要に伴う安定供給が図られることを目指します。

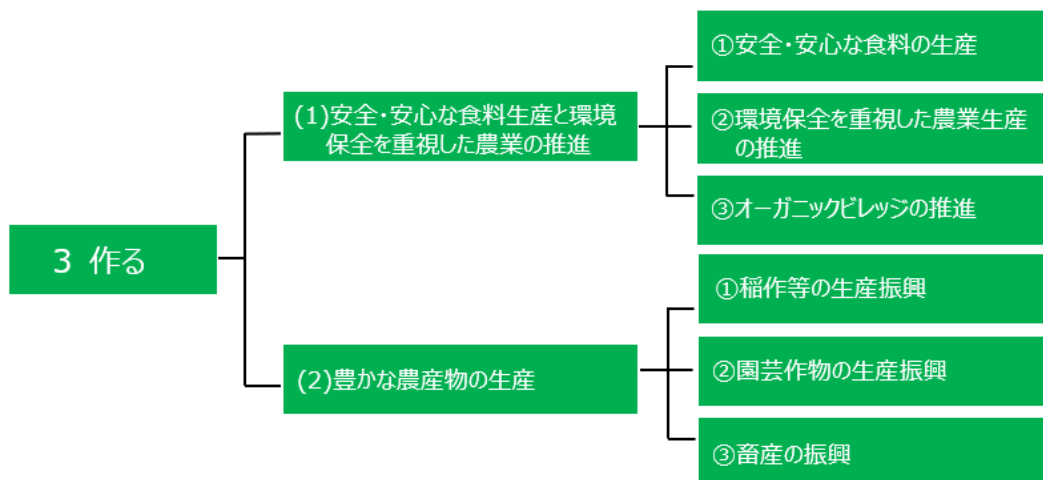
このような取組を行う農業者を増加させるとともに、生産された農産物を消費者が選択・購入できる環境づくりを推進します。

また、本市の広大な水田をフル活用し多様化する消費者ニーズに対応した農産物の生産とともに、輸出用米などの新規需要米、麦・大豆及び園芸作物の生産規模拡大などを通して主食用米に偏った生産構造からの転換を目指します。

主食用米については、需要に応じた作付を推進するとともに、移植栽培と直播栽培の組み合わせによる作期拡大やスマート農業等の先進技術を活用した低コスト化を目指します。

園芸については、水稻、畜産に続く柱として、国の指定産地野菜の生産拡大や転作田の有効活用による加工用じゃがいもなどの新たな土地利用型作物の取組拡大、加工用野菜等の契約栽培の促進により、園芸産地の拡大を目指します。

畜産については、優良種雄牛産子の導入などによる生産基盤の維持拡大を図り、仙台牛の主産地としての知名度向上を目指します。

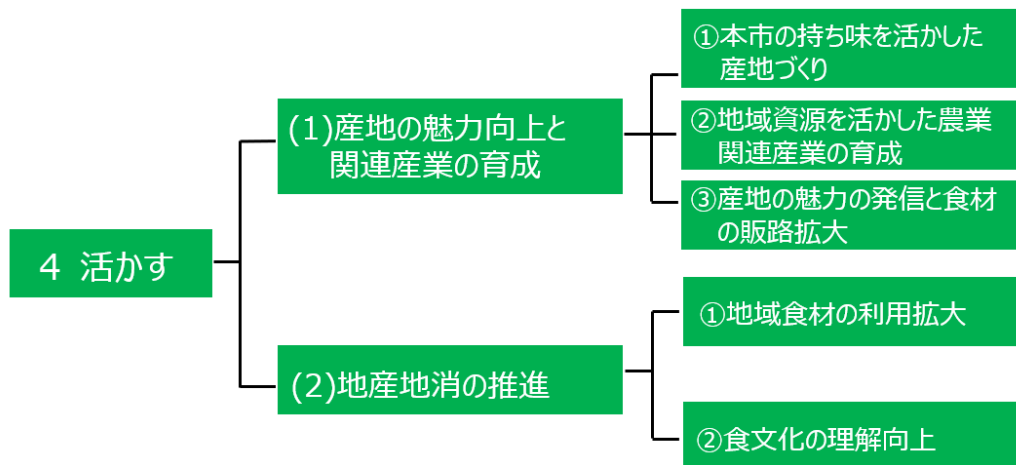


## 4 地域の持ち味を“活かす”

### - 地域資源を核とした産業創出とブランド力強化 -

本市ならではの地域資源を活かし、登米市産のブランド化に向けた取組の推進とともに、6次産業化や1次産業を基軸とした新規ビジネスの創出、アグリビジネス<sup>※44</sup>への支援を行い、産地の魅力の向上と関連産業の育成を目指します。

また、登米市産食材の魅力発信による新たな販路の拡大とともに、学校給食等での地域食材の利用率向上など、地産地消推進店等との連携や食に関連するイベントの開催、食育の取組との連携による地域食文化の継承と市内農産物の利用拡大を目指します。



地産地消推進店による料理教室



料理教室メニュー 舞茸と豚バラ肉の土鍋炊込みご飯とTOME5はっと

## 5 都市・農村交流で“繋げる”

－ 多様な人材が関わる活力ある地域づくり －

グリーン・ツーリズム<sup>※45</sup>や5つの道の駅、農産物直売所など多様な交流施設を活用し、都市と農山村の交流を深め活力ある地域づくりを目指します。

また、地域おこし協力隊制度などによる新規就農者の確保や本市への移住・定住を視野に入れ、本市農業・農村の魅力発信を強化します。



グリーン・ツーリズムにおける中学生の農作業体験



受入農家の皆さんとの集合写真



登米市内には5つの道の駅があります

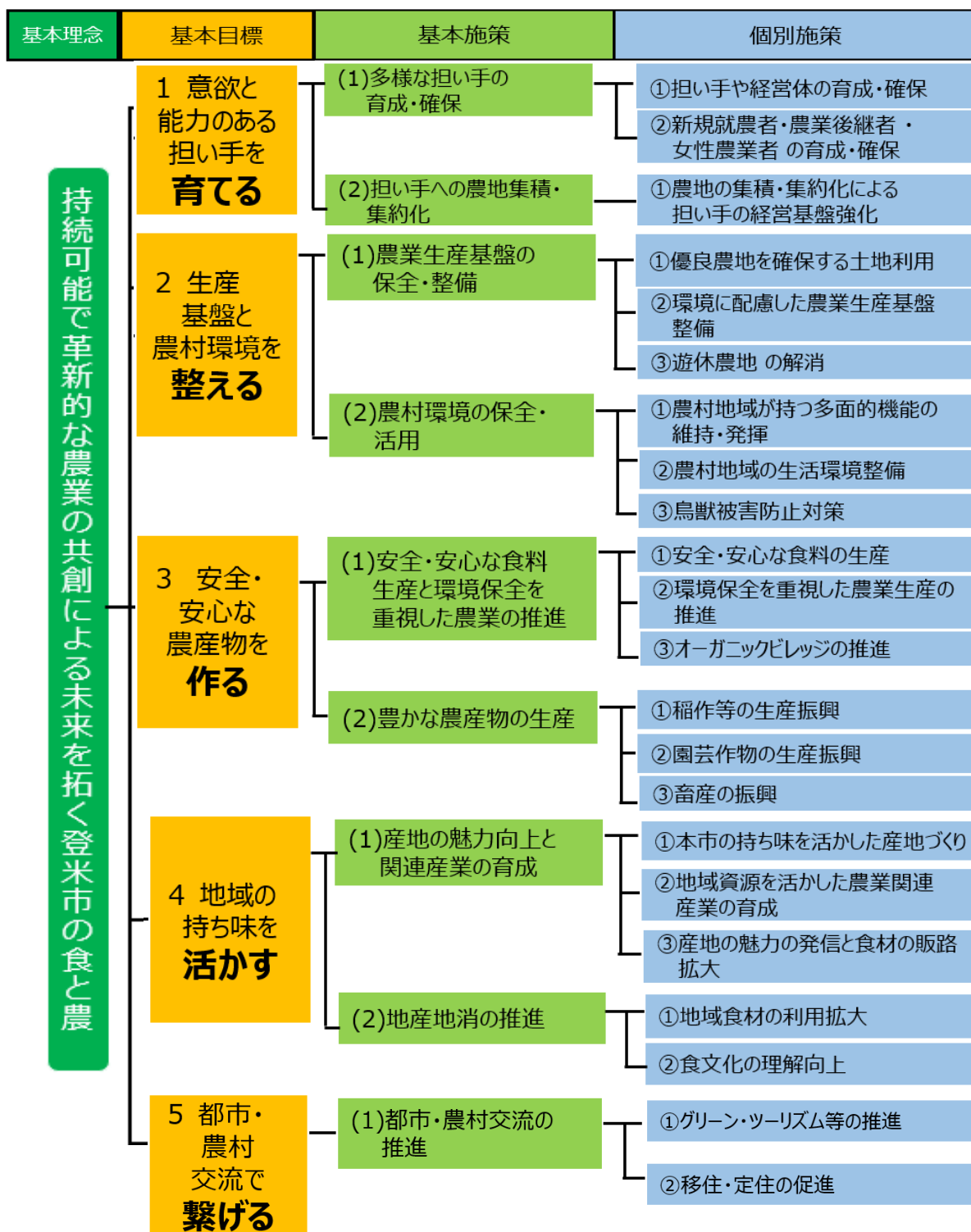


道の駅で販売されている新鮮で安全・安心な野菜

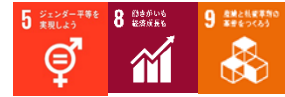
## 第4章 食料・農業・農村の振興施策

食料・農業・農村の振興にあたっては、「第三次登米市総合計画」のまちづくりの基本政策に掲げる「生き生きと人々が集い活力のある にぎわうまちづくり」の農業の振興を目標として各種施策を推進します。

振興施策の体系については第一次ビジョンを継承しつつ、5つの基本目標の基に9つの基本施策、さらに22の個別施策で構成し、本市農業の課題等を踏まえながら、基本理念である「持続可能で革新的な農業の共創による未来を拓く登米市の食と農」を目指します。



1 意欲と能力のある担い手を“育てる”



(1) 多様な担い手の育成・確保

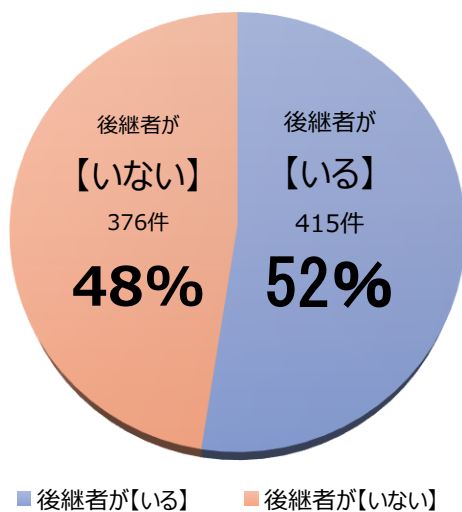
① 担い手や経営体の育成・確保

- ◆ 農業経営改善計画<sup>※46</sup>の達成状況の把握及び必要な指導並びに再認定を推進し、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に掲げる年間農業所得の確保を目指します。
- ◆ 農業経営の基盤強化を図るため、制度資金<sup>※47</sup>や補助事業の活用等の支援を行います。
- ◆ 担い手への意向調査結果などを踏まえ、後継者不在の課題に対応しつつ、拡大を志向する経営体への支援を行います。
- ◆ 法人経営体の育成により、地域における雇用創出や地域農業の活性化を促進します。
- ◆ 本市の担い手となる農業者の確保を図るため、本市農業を支える多様な農業者への支援に取り組みます。
- ◆ 様々なリスクから農業経営を守るため、収入保険制度などのセーフティネットへの加入を推進します。

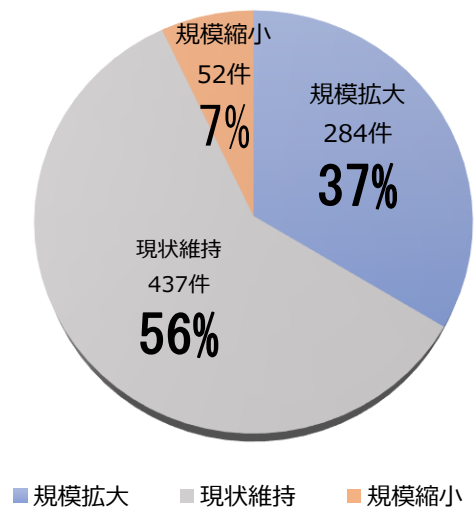
令和6年度に実施した農業経営意向調査結果（担い手 892 名対象 主なもの）

- ・ 後継者：791 名が回答。【いる】415 経営体、【いない】376 経営体で約半数の 48% は後継者がいない。
- ・ 経営意向（規模拡大・縮小）：773 経営体が回答。【現状維持】が 437 経営体、【規模拡大】が 284 経営体、【規模縮小】が 52 経営体で、約半数は現状維持だが、規模拡大も約 4 割の 37% となっている。拡大・縮小面積は、拡大が 3,450ha、縮小が 313ha で、面積比率で 91% が拡大で縮小を上回る。拡大・縮小面積の田畑の区分別では、田の拡大は 3,246ha、縮小が 297ha で拡大が 2,949ha 上回った。畑の拡大は 204ha、縮小 16ha で拡大が 188ha 上回った。
- ・ 法人化の予定：664 経営体が回答、14% の 90 経営体で法人化の予定がある。

後継者の有無



経営意向（拡大・縮小）

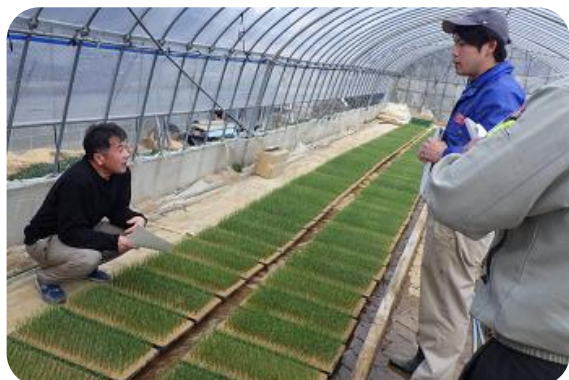


### ②新規就農者・農業後継者・女性農業者の育成・確保

- ◆新規就農者については、県、農協等関係機関・団体で構成する就農相談会を開催し、資金や機械導入に向けた支援を行うとともに、就農後においても登米農業マイスター事業等により、技術力・経営力の向上を目指す取組を支援します。
- ◆市内農業生産法人等の求人情報などを取りまとめ、雇用就農を希望する新規就農者に対し情報を提供し、雇用就農に繋げていきます。
- ◆市内外の就農希望者に対し、首都圏や仙台圏等で開催されるセミナーへの参加募集や各種支援事業について、SNS等の多様な媒体を通じて広く周知を図ります。
- ◆農業大学校や市内各高等学校、関係団体との連携により情報の共有化に努め、本市を短期研修先とする場合には、みやぎ農業研修生滞在施設を住居として提供し、新規就農者の確保に努めます。
- ◆地域おこし協力隊の活用など、農業に関心を持つ都市住民に対し、実践的な農業体験の機会提供や新規就農者向けのフェアに積極的に参加し、就農に関することや移住後の相談窓口としての役割も担い、新規就農者の移住定住を支援します。
- ◆地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成や、農業で新たなチャレンジを行う女性への取組を支援します。
- ◆将来の担い手となる子供たちに農作物を育てる楽しさや収穫の喜びなど、農業への理解や興味を深める取組として、農業体験や農業見学会などを実施します。また、市内農業者の協力を得ながら農業体験の充実を図ります。
- ◆市内でICT・IoT技術を活用した先進的な取組を進めている農業経営体をモデルに「儲かる農業」の実践者を増やすことにより、若者等の農業への新規参入を促進します。
- ◆農業分野と福祉分野の連携により、障がい者、高齢者等の社会生活上支援を必要とする人の農業参画の機会を創出することで、労働力確保や作業効率化等による農業経営の発展が図られるよう、農業活動を行うことができる環境の整備を推進します。



新・農業人フェアなどへの出展

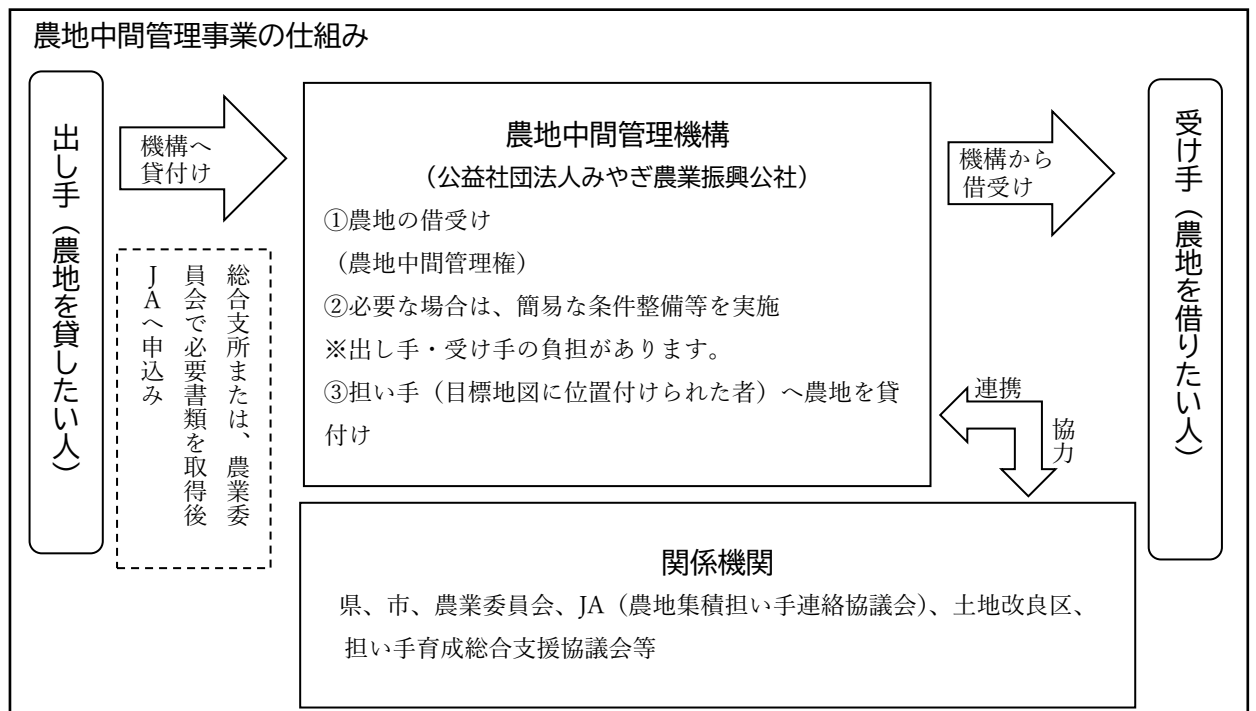


登米農業マイスターによる新規就農者への技術指導

### (2) 担い手への農地集積・集約化

#### ① 農地の集積・集約化による担い手の経営基盤強化

- ◆ 認定農業者や法人経営体等、担い手の経営基盤の強化を図るため、農地中間管理事業<sup>※48</sup>を活用し、農地集積・集約化を促進します。
- ◆ 農地中間管理事業を促進するため、農地の出し手及び受け手の情報共有や農地のマッチングなどについて関係機関・団体との連携強化を図ります。
- ◆ 地域の目指すべき将来の農地利用を明確化するため、農業者等との協議の結果を踏まえ作成された地域計画のブラッシュアップを図ります。



JA みやぎ登米農地集積担い手連絡協議会総会



農業者等との連携により、地域計画をブラッシュアップします

## 2 生産基盤と農村環境を“整える”



### (1) 農業生産基盤の保全・整備

#### ① 優良農地を確保する土地利用

- ◆ 関係機関・団体等との連携により、土地の有効利用と農業の健全な発展を目的とする農業振興地域整備計画の適正な運用を図り、長期的な視点に立ち優良農地の確保を図ります。

#### ② 環境に配慮した農業生産基盤整備

- ◆ 地域の実態に応じた自然環境や生態系の保全に配慮し、周辺環境との調和を図りながら、初期型ほ場整備地区の大区画化への再整備など農業生産基盤の整備を推進します。
- ◆ 老朽化している農業水利施設等は、計画的な改修を行い、適切な保全と維持管理に努めます。



#### ③ 遊休農地の解消

- ◆ 優良農地の保全と遊休農地の発生防止や解消を図るため、農業委員会による農地パトロールを実施し、啓発活動に努めます。
- ◆ 農地中間管理機構と連携して、農地の有効利用を促進し、遊休農地の解消を図ります。
- ◆ 中山間地における農地については、地域による話し合いにより、新たな有効活用（放牧地、養蜂等）を検討し、実情に合った農地の適切な利用を確保することにより遊休農地の発生を抑制します。



農地利用最適化推進委員等による農地パトロール

### (2) 農村環境の保全・活用

#### ① 農村地域が持つ多面的機能の維持・発揮

- ◆ 多面的機能支払交付金事業<sup>※49</sup>を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動により、農地、水路、ため池、農道等の農山村地域の資源として農村環境の保全を図り、美しい風景の形成、自然環境の保全に努めます。また、農村地域の高齢化、人口の減少などにより、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるため、多面的活動組織の広域化に向けた啓発に努めます。
- ◆ 中山間地域等直接支払制度<sup>※50</sup>の活用により、農業の生産条件が不利な中山間地域等において農業生産活動を継続し、中山間地域における景観保全や多面的機能の確保を推進します。
- ◆ 環境保全型農業直接支払交付金を活用し、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う営農活動を支援し、地球温暖化防止や生物多様性保全に努めます。
- ◆ 農村地域の文化の伝承や癒し・やすらぎをもたらす機能の維持確保に努め、体験学習や教育の場としての機能の保全を図ります。



中山間地域（津山町沢田）の棚田



多面的機能支払交付金事業による農村環境の保全活動



### ②農村地域の生活環境整備

- ◆農業集落排水<sup>※51</sup>の水質管理や地域生活の快適性向上を図るため、農業集落排水施設の適正な維持管理を行い、また合併処理浄化槽の設置を支援し、その適正な維持管理を推進します。
- ◆農村公園利用者の利便性を高めるため、農村公園の適正な維持管理を実施します。
- ◆放射性物質に汚染された稲わらの最終処分については、継続して国に対し強く要請していきます。また、稲わら以外の汚染牧草やたい肥などの処理については、これまで同様、土壌還元を行うとともに、新たな処分対応策も検討していきます。

### ③鳥獣被害防止対策

- ◆ニホンジカ等の大型獣類は、鳥獣被害対策実施隊による計画的な捕獲など、有害鳥獣捕獲活動の強化を図ります。
- ◆深刻化する鳥獣被害へ対応し捕獲活動の一層の強化に向けて、捕獲従事者の育成・確保を推進します。
- ◆遊休農地等の荒廃地の適切な管理や、放任果樹、農作物残さ等の適正処理など、鳥獣を引き寄せる状況を減少させるために、鳥獣被害防止に対する啓発等を実施し、土地所有者の役割についての理解向上に努めます。
- ◆鳥獣被害防止や鳥獣の捕獲等、新たな技術や有効とされる対策について研究を進めていきます。
- ◆ツキノワグマやイノシシの目撃情報に対応して、関係部署と連携し、FM放送や防災メール等での周知により、市民に対し、早急に情報を提供していきます。



鳥獣被害対策実施体の有害鳥獣捕獲研修



大豆の転作田に現れたニホンジカ



獣類対策で設置された電気柵

### 3 安全・安心な農作物を“作る”



#### (1) 安全・安心な食料生産と環境保全を重視した農業の推進

##### ① 安全・安心な食料の生産

◆産地情報や食品の流通経路を明らかにするため、トレーサビリティ<sup>※52</sup> 制度の導入を推進します。

◆食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上等、消費者や実需者の信頼の確保を図るため、GAP 手法の取組を推進します。また、食品の安全性の確保のため、HACCP の取組拡大を推進します。

◆残留農薬のポジティブリスト制度<sup>※53</sup> と農薬の安全使用について、周知と対応の徹底を図ります。

◆農産物への放射性物質の影響については、宮城県が実施する放射性物質結果に基づく出荷規制の解除の情報発信など、宮城県と連携しながら食の安全安心の確保を図ります。

◆気候変動への対策として、再生可能エネルギーを活用した施設園芸の省エネ化など、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と、高温・豪雨などの影響を軽減する「適応策」を一体的に推進します。



市内農産物直売所で販売される安全・安心な野菜

**緩和策**：気候変動の原因となる CO2 やメタンなどの**温室効果ガスの排出削減対策**

**適応策**：既に生じている、あるいは、将来予測される

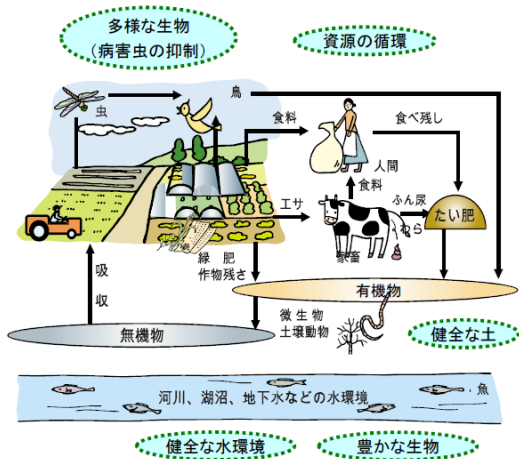
**気候変動の影響による被害の回避・軽減対策**



## 第4章 食料・農業・農村の振興施策

### ②環境保全を重視した農業生産の推進

- ◆本市の農業の持ち味である環境保全型農業及び耕畜連携による資源循環型農業を更に推進し、環境に配慮した農産物の生産体制の強化を図ります。
- ◆みどりの食料システム法に基づく「みどり認定」を受けることで、環境負荷低減の取組を「見える化」し、消費者の理解を深めるとともに、各種施策による支援の対象となるよう努めます。
- ◆総合的病害虫管理 I P M (Integrated Pest Management) を推進し、農薬使用の最適化や人の健康へのリスクと環境への負荷を軽減します。
- ◆化学肥料や農薬の新たな低減技術の開発・普及を関係機関と連携して促進します。
- ◆環境負荷の低減を図り、二酸化炭素の削減等、地球温暖化対策などへの対応を図るとともに施設栽培などにおける省エネルギー化、自然エネルギーの活用を促進します。
- ◆間伐材などの木質系バイオマス資源<sup>※54</sup>の活用を検討します。
- ◆地球温暖化の防止や生物多様性の保全について、カバークロープの作付けなど脱炭素化実現に効果が見込まれる取組を推進します。



資料：農林水産省



田の雑草を抑制するアイガモロボット



化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度「みどり認定」

農産物の環境負荷低減の取組の見える化を表示する「みえるらべる」

### ③オーガニックビレッジの推進

- ◆みどりの食料システム戦略に基づくオーガニックビレッジの取組により、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込み、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組み、有機栽培面積と栽培品目、販路と消費の拡大を目指します。
- ◆新規に有機農業に取り組みたい者及び有機農業への転換等を実施する農業者に対し、研修会の開催や補助事業の情報提供などを行い、登米市有機農業実施計画に基づき、有機農業者の増加、取組面積の拡大を図ります。
- ◆国際水準GAPや有機JASなどの高度な認証の取得や更新に係る経費を支援します。
- ◆農業者のニーズ等を把握し、化学肥料や化学合成農薬の低減、労力の軽減に向けた効果的な支援策を検討します。
- ◆市内外イベントへの出展を通じて、有機農業の環境保全効果などの理解度及び本市の有機農産物の知名度向上を図ります。
- ◆関係機関と連携し、有機農産物の流通体制の構築を図るとともに、有機農産物を学校給食の食材に利用することで、子どもたちや保護者などに対し、有機農業の理解を高めていきます。
- ◆市内の直売所や小売店への有機農産物特設コーナーの設置、ふるさと納税の返礼品への採用等により有機農産物の販売促進を図ります。
- ◆有機農産物を活用した新たなメニューや加工品の開発・販売を行うことで、有機農産物のPR及びブランドの確立を目指します。



有機農業推進協議会による施策の検証・研究



学校給食への有機米の提供



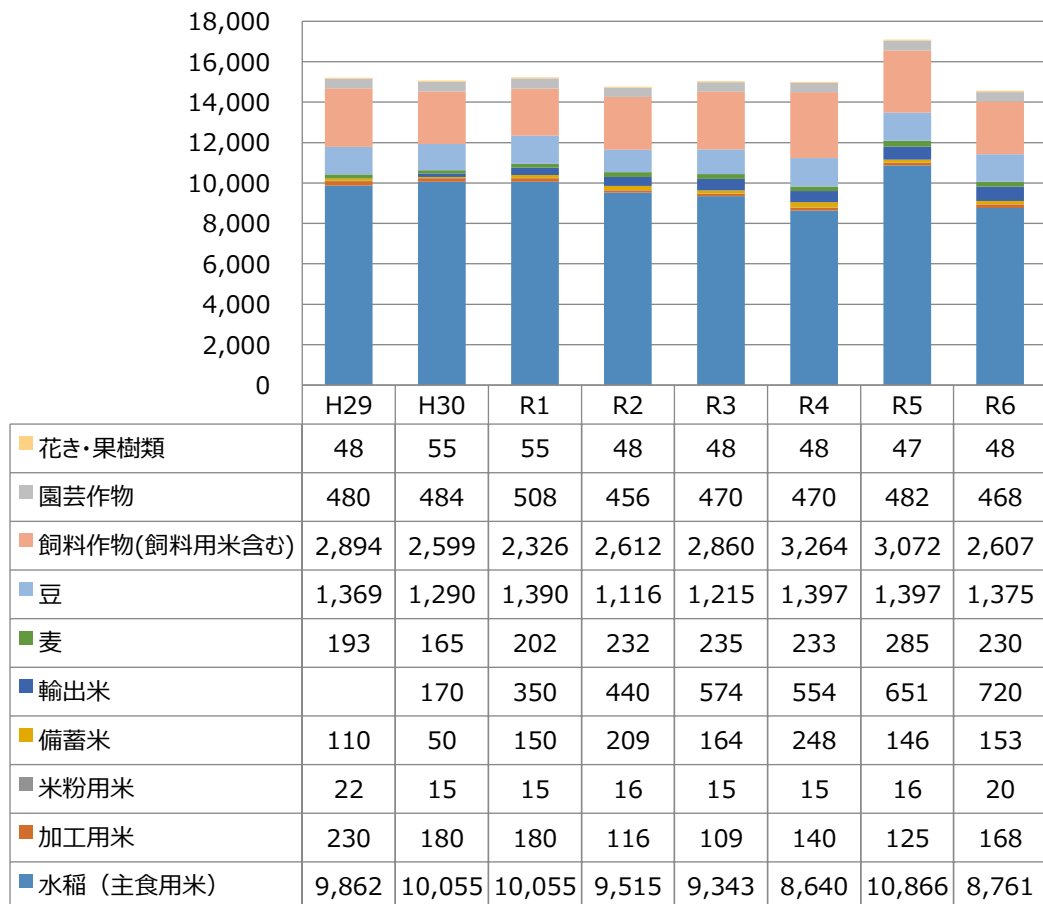
有機食品に関する国家規格「有機JAS」の認証取得を支援

### (2) 豊かな農産物の生産

#### ① 稲作等の生産振興

- ◆生産コストの削減が図られる水稲直播栽培については、環境保全米との整合性を図りながら推進します。
- ◆有機栽培米及び環境保全米の取組と高品質・良食味米生産のための土づくりを推進します。
- ◆気候変動に対応し、多様化する消費者ニーズに応える多様な水稲品種の生産を推進します。
- ◆輸出用米など新規需要米<sup>※55</sup>の生産を推進するとともに、麦・大豆等の土地利用型作物の作付拡大を推進し、主食用米に偏った生産構造からの転換による農産物の生産振興を図ります。
- ◆麦・大豆については、団地化や機械作業体系の確立により、生産コスト低減や安定的な品質、収穫量を確保できるよう技術の普及を図るとともに、経営所得安定対策の交付金等を活用しバランスのとれた水田農業構造を推進します。
- ◆スマート農業技術の積極的な活用を図るため、スマート農業推進方針に基づき、今後もICT・IoT技術を活用し、経営の効率化、軽労化や省力化を図るとともに、より効率的に稼働できる生産方式に転換し、本市農業の特性と営農体系に合わせたスマート農業を推進します。

水田利用による品目別作物作付面積の推移 単位：ha



資料：登米市農業再生協議会

## 第4章 食料・農業・農村の振興施策



ドローンによる防除作業の効率化



自動操舵システムを付属させたブームスプレーヤー

### 人手を前提とした慣行的な生産方式 (現状)

出荷規格に合わせて収穫するには、  
人手が必要だが、  
将来、人員を確保することも難しく、  
営農を続けられないかも…



### スマート農業技術に適した生産方式への転換 (目指す姿)

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう  
畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械  
が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね



### 農業の現場では…

- ✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている



GNSSガイダンス、自動操舵システム

ドローン

スマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すには、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

資料：農林水産省「スマート農業をめぐる情勢について」



### ②園芸作物の生産振興

- ◆水田農業の収益性向上を図るため、土地利用型露地園芸への転換が必要となっていることから、気候変動に対応した収益性の高い園芸品目の導入誘導と定着を支援します。
- ◆持続可能な農業を確立するため、各種メリット措置を活用し、加工及び業務用としての需要が見込まれる品目の作付拡大を推進することで、農家所得の向上を図ります。
- ◆農作業の効率化と低コスト化を図るため、農地集積及び団地化のほか、機械、設備等の導入に対して支援を行い、園芸重点品目の強化及び園芸産地拡大を推進します。
- ◆みどりの食料システム戦略では、2050年目標として「化石燃料を使用しない施設への完全移行」を設定していることから、施設園芸における化石燃料の使用量削減に向けた取組を推進します。
- ◆自然災害により、甚大な農業被害が多発していることから、農業収入保険等への加入を促進します。
- ◆宮城県内有数の花きの産地として、高品質な花きの安定的かつ効率的な生産を推進します。
- ◆果樹・花き生産の省力・低コスト化を推進して生産の拡大に努めるとともに、気候変動に合わせた新規作物の導入を推進します。
- ◆特用林産物<sup>※56</sup>については、本市ならではの特産品として、生産振興と販路拡大を推進します。
- ◆ICT・IoT技術を活用した、環境・育成・作業等のデータ収集・分析・活用に向けた取組を推進するとともに、AI灌水制御、環境モニタリングセンサーからのデータに基づいた統合型環境制御、AIを活用した生育診断・病害虫の早期発見（ドローンや定点カメラ等を含む）、AIロボットによる自動収穫・選別など、園芸作物の生産性向上・省力化に資するスマート農業技術の導入と普及を図ります。
- ◆持続可能な農業経営に向けて、生産費等を考慮した農産物の価格形成を推進します。



多角的な支援により園芸産地拡大を推進

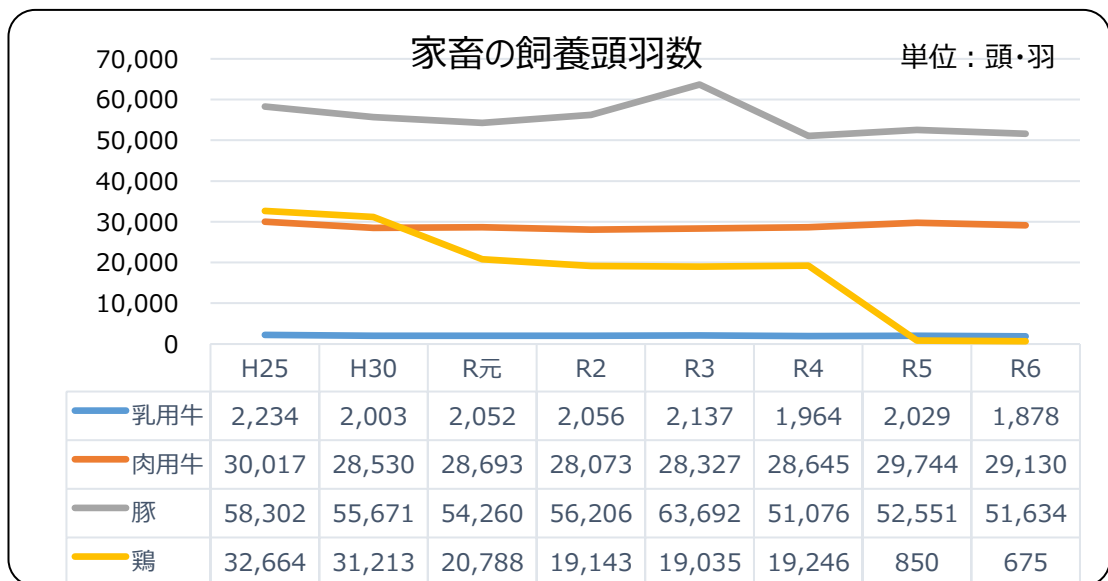


園芸重点振興作物であるネギの栽培

## 第4章 食料・農業・農村の振興施策

### ③畜産の振興

- ◆家畜の資質改善や生産規模の拡大を図るため、家畜導入支援を拡充し、繁殖技術や飼養技術の向上に努めます。
- ◆畜産クラスター事業等を活用した機械導入や飼養管理技術向上のための研修等のほか、規模拡大や発情・分娩検知システムなどのスマート農業技術等の活用による経営改善に取り組む畜産経営者の支援に努めます。
- ◆購入飼料の高騰対策及びコスト低減のため、飼料作物の生産性向上及び利用拡大を推進します。
- ◆全国和牛能力共進会<sup>※57</sup>での上位入賞を目指し、優良牛の育成のための体制づくりを支援します。また、仙台牛の主産地としての知名度の向上に努めます。
- ◆畜産経営に伴って生じる家畜のふん尿による畜産公害を未然に防止するため、有機センターの適切な施設維持補修による安定稼働に努めるとともに、生産堆肥の利用促進に努めるなど地域資源として有効活用を図ります。
- ◆家畜伝染病<sup>※58</sup>に関する迅速な情報伝達を行うネットワークを活用し、発生防止に努めるとともに、家畜伝染病発生時の防疫体制について、県及び関係機関との連携強化を図ります。



資料：登米市頭羽数調査

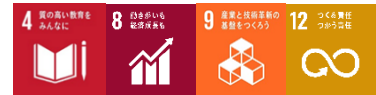


地域資源を有効活用する有機センター



飼養技術を競う全国和牛能力共進会

4 地域の持ち味を“活かす”



(1) 産地の魅力向上と関連産業の育成

① 本市の持ち味を活かした産地づくり

◆産地の魅力の向上を図るため、環境保全型農業の取組や品質・出荷管理、トレーサビリティの確保など厳しい基準をクリアし、「環境」をキーワードに付加価値を高めた農畜産物を「登米ブランド」に認定し、付加価値を高める取組を推進します。



農産物のロゴマーク

◆産地の魅力の積極的な情報発信に努め、「環境循環農場」で生産され、「安全・安心の印」、「品質管理の証」を持つ登米ブランド認証品を“登米の名物”として全国の消費者の皆様にお届けします。



肉類・加工品・木工芸品の  
ロゴマーク



登米産「仙台牛」



味噌（登穀）



有機栽培・特別栽培米



澤乃泉



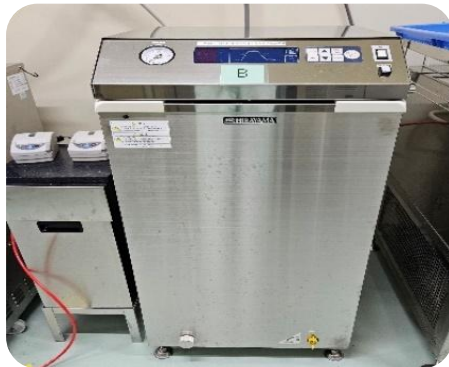
あぶら麩



木工芸品

### ②地域資源を活かした農業関連産業の育成

- ◆登米市ビジネスチャンス支援事業により、市内の農林業者及び関連事業者が行う、地域資源を活かした商品開発、販路開拓、加工施設・機械整備等の新たな事業展開を支援します。これにより、農業の付加価値を高め、地域経済の活性化と多様な雇用の創出を図り、持続可能で魅力ある「食と農のまち」を推進します。
- ◆地域固有の農林産物を核に、農林業者、商工業者、観光事業者等が一体となって取り組む「農商工連携」を戦略的に推進します。この連携を通じて、農業の生産・加工・販売までの一体的な取組である6次産業化を促進し、登米市の豊かな地域資源の付加価値を最大限に引き出します。
- ◆意欲ある農業法人等に対し、高付加価値化に向けた取組と並行して、スマート技術を導入した施設・機械の整備などを強力に支援し、生産性の向上と経営の効率化を図ります。また、国や県、地域の産業支援機関、金融機関と緊密に連携し、経営改善や資金確保をサポートすることで、地域経済を支える強靱で持続可能な農業産業の育成を目指します。



ビジネスチャンス支援事業による事業拡充を図る施設・機械等の整備への支援

#### 6次産業化とは

「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組」

出典：「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）  
 ※法律の公布日：平成22年12月3日、施行日：地産地消関係は平成22年12月3日、6次産業化関係は平成23年3月1日



資料：農林水産省

## 第4章 食料・農業・農村の振興施策

### ③産地の魅力の発信と食材の販路拡大

◆登米産食材の販路拡大を図るため、首都圏、仙台圏等への食品関連事業者に対して、利用食材の積極的な斡旋を行うとともに、SNS等を活用して、食材の魅力や環境保全型農業などの産地の取組について広く情報発信を行い、販売促進、消費の拡大を図ります。

◆農協等と連携し、市内の食材生産事業者と県内外の食品関連事業者とのマッチングを行う商談会の開催、生産現場を紹介する見学会などの取組により本市産食材の販路拡大を図ります。

◆国内の取組に加え、市内事業者の海外マーケット開拓に対しても積極的に支援します。

◆生産者の利益の保護を目的とする、地理的表示保護制度（GI）及び海外輸出や訪日客をターゲットにした食材提供に必要な各種認証制度について、情報収集を行うとともにその取得に対する支援などを推進します。

◆登米産「仙台牛」、環境保全米「ひとめぼれ」をはじめとする登米市自慢の特産品を返礼品とする「ふるさと応援寄附金」の取組を通じて、本市を応援していただく全国の皆さんに対して、本市農産物の魅力を広くアピールします。また、ふるさと応援寄附金をきっかけに、登米市の農産物PRにつながるよう、新たな商品展開を目指します。



ホテルなどで開催される登米市産食材を使用したフェア



生産現場を紹介する見学会



全国有数の米どころ登米市をPRする「新米試食会」  
（主催：登米市農業振興協議会）

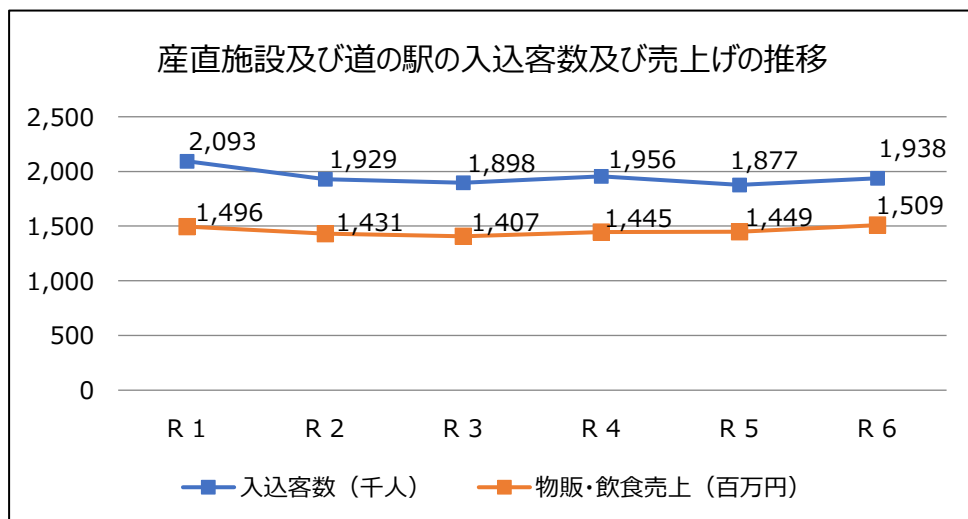


首都圏で米や牛肉など登米市自慢の物産の魅力をアピール  
（さいたま市大宮区 まるまるひがしにほん）

### (2) 地産地消の推進

#### ① 地域食材の利用拡大

- ◆ 市内産農産物への理解促進並びに消費拡大を図るため、地産地消推進店の拡大に努め、飲食店や農産物直売所における地域食材の利用拡大を推進します。
- ◆ 消費者と生産者相互の信頼関係をつくりながら、市内農産物の利用や食材及び食事を提供し、豊富な食材に恵まれた地域であることの理解を深めるとともに情報を積極的に発信します。
- ◆ 主食用米の新たな用途としての使用や輸入小麦からの代替として期待されている米粉の利用拡大を図るため、登米市産米粉に対する理解を深め、その特徴を活かした新たな商品を開発し、米の消費拡大と地産地消を一層推進します。
- ◆ 市内5つの道の駅による連携した特産品の販売やイベントの開催により、市内の農産物の広域的な販売展開・情報発信を図ります。



米粉の専門家の監修による登米市産米粉を活用した  
新商品の開発



登米市産米粉を活用したスイーツ

## 第4章 食料・農業・農村の振興施策

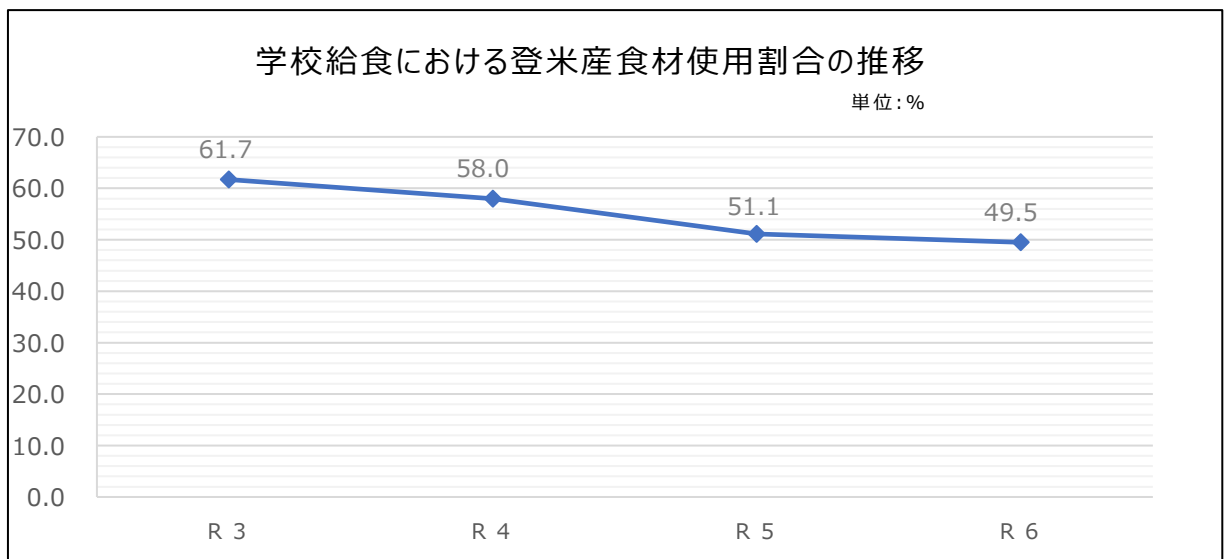
- ◆食育の取組やオーガニックビレッジの取組と連携し将来を担う子どもたちに、安全で安心な食材を提供し、農業や地域食材への関心、食と健康に関する理解を深めるため、学校給食等での地域食材利用率を高めます。
- ◆農産物生産・加工・消費の知識と理解を深める農業体験学習などの実施を通して、子どもたちに「食」と「農」の大切さを伝えていきます。



登米総合産業高校生による環境保全米出前授業



給食に登米産牛肉を提供



登米市教育委員会委資料参考

### ②食文化の理解向上

- ◆小麦粉に水を加えてよく練り、熟成させた生地で作る「はっと」や、小麦の蛋白質成分「グルテン」を植物油で揚げて作る「油麩」のほか、「環境保全米」、「仙台牛」などの食を楽しみ、食文化を体験するガストロノミーツーリズムを推進します。
- ◆地域で世代を超えて受け継がれてきた「はっと」、「油麩」などの郷土料理を、日本一はっとフェスティバルをはじめとする地域のイベントを通じて未来へ伝える環境づくりを推進します。
- ◆地域の理解を深めるため、伝統野菜の栽培方法やレシピの活用などを推進します。



家庭でも親しまれる“はっと”

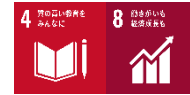


日本一はっとフェスティバルには食を楽しみに多くの人が訪れます（エスファクトリー東北中江公園）



伝統野菜「観音寺セリ」

### 5 都市・農村交流で“繋げる”



#### (1) 都市・農村交流の推進

##### ① グリーン・ツーリズム等の推進

- ◆豊かな田園環境を活かした様々な農業、農村文化の体験メニューを用意し、女性農業者の視点も取り入れながらグリーン・ツーリズムを推進し、都市住民と農村との交流を促進します。
- ◆教育旅行の増加を踏まえ、農業体験受け入れ農家の拡大などにより、宿泊農業体験学習事業を一層推進します。
- ◆農業体験メニューや農家民宿<sup>※59</sup>などをPRする商談会に参加するほか、広報やホームページに加え、SNS等を活用した情報発信を行うことにより、食文化や農とふれあう機会の提供に努めます。

##### ② 移住・定住の促進

- ◆都市部との交流人口の増加を図るとともに本市への移住・定住の促進につながるよう農業・農村の魅力発信を強化します。
- ◆地域おこし協力隊の活用など、新規就農や農業を軸とした地域での暮らしに関心を持つ都市住民に対し、実践的な農業体験の機会提供や、移住後の相談窓口としての役割も担い、移住者が安心して農業に携われるよう支援することで、定住促進に繋がります。



市外の子どもたちが宿泊農業体験事業により登米市の農村、農業を学んでいます

## 第5章 農業振興ビジョンにおける目標

## 第5章 農業振興ビジョンにおける目標

本ビジョンの基本理念「持続可能で革新的な農業の共創による未来を拓く登米市の食と農」の実現に向け、本ビジョンにおける指標及び目標を次のように設定します。

基本目標	基本施策	指標	現状値 (R6 実績)	目標値 (R12) (第二次ビジョン 中間目標年度)	目標値 (R17) (第二次ビジョン 最終目標年度)
1 意欲と能力 のある 担い手を “育てる”	(1)多様な 担い手の 育成・確保	認定農業者数	737 経営体	647 経営体	572 経営体
		個別経営体	607 経営体	487 経営体	387 経営体
		法人経営体	130 経営体	160 経営体	185 経営体
		認定新規就農者数 (目標年までの累計)	33 人	45 人	55 人
		49 歳以下の農業従事者数	164 人	164 人	164 人
	(2)担い手へ の農地集積・ 集約化	担い手への農地集積率	49.2%	71.4%	90.0%
2 生産基盤と 農村環境を “整える”	(1) 農業生産 基盤の保全・ 整備	遊休農地の面積	63.9ha	60.7ha	57.5ha
	(2)農村環境 の保全・活用	多面的機能支払認定農用地 面積	11,722ha	12,500ha	14,000ha
3 安全・安心 な農作物を “作る”	(1)安全・安心 な食料生産と 環境保全を重 視した農業の 推進	有機農業取組面積	152ha	217ha	300ha
		有機農業者数	42 人	54 人	75 人
		温室効果ガス排出削減量	142tCO2	892tCO2	2,135tCO2
基本目標	基本施策	指標	現状値 (R6 実績)	目標値 (R12) (第二次ビジョン 中間目標年度)	目標値 (R17) (第二次ビジョン 最終目標年度)

## 第5章 農業振興ビジョンにおける目標

3 安全・安心 な農作物を “作る”	(2)豊かな 農産物の生産	環境保全型農業取組面積	7,211ha	7,958ha	8,280ha
		肉用牛の飼養頭数	25,250頭	27,300頭	28,400頭
		有機センターの堆肥の利用量	3,894t	5,000t	5,500t
		スマート農業機械導入 経営体数	137経営体	225経営体	300経営体
4 地域の 持ち味を “活かす”	(1)産地の魅 力向上と関連 産業の育成	地域資源を活かした 新ビジネスへの取組件数	524件	590件	650件
	(2)地産地消 の推進	学校給食食材利用率 (食品数ベース)	49.5%	55%	60%
		地産地消推進店認証店舗数	116店舗	125店舗	130店舗
		農産物直売所売り上げ額	1,509百万円	1,550百万円	1,630百万円
5 都市・農村 交流で “繋げる”	(1)都市・農村 交流の推進	農家宿泊体験事業参加者数	362人	512人	662人

## 第5章 農業振興ビジョンにおける目標

本市農業生産の拡大に向けて、これまでの農業産出額の推移や今後の展望などを考慮し、令和8年から令和17年までの10年間における農業振興の総合的な指標の位置づけとして、農業産出額の目標を以下のとおり設定します。

総合指標	現状値 (R6 推計)	目標値 (R12)	目標値 (R17)
農業産出額	425 億円	542 億円	560 億円

### 品目別目標産出額

- ・令和6年推計をもって、第一次ビジョンの最終目標額である農業生産1日1億円(365億円)の目標を達成(達成率116%)。
- ・米は、適正価格の反映により価格上昇が見込まれるが、米価推移が不透明なため、令和7年産米の概算金を参考に算出した産出額の維持を目標とする。
- ・野菜は、園芸施策の推進により、令和6年推計額の1.3倍を目指す。
- ・畜産は、現状維持が現実的であるが、令和6年推計額の1.05倍を目指す。
- ・その他項目は、令和6年推計額の1.1倍を目指す。

単位：百万円

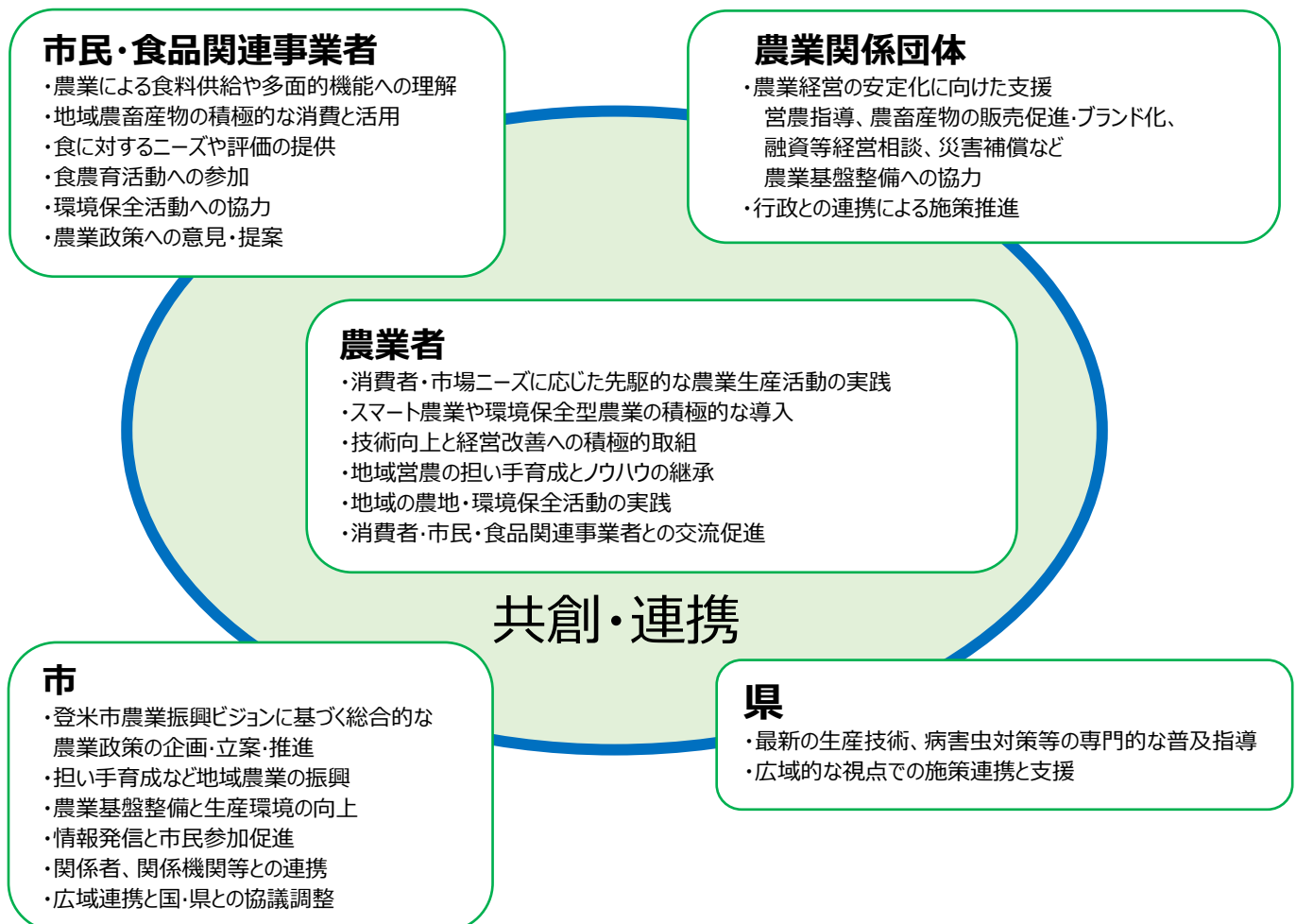
品目	令和6年 (推計額)	令和7年 (第一次ビジョン 最終目標額)	令和12年 (第二次ビジョン 中間目標年)	令和17年 (第二次ビジョン 最終目標年)
米	21,500	13,858	32,700	32,700
麦	39	132	41	43
豆	343	1,359	360	377
野菜	3,376	3,451	3,586	4,389
果実	321	190	337	353
花き	316	300	332	348
工芸農作物	10	5	10	11
種苗・苗木・その他	49	50	52	54
畜産	15,929	16,371	16,000	16,725
加工農産物	536	705	650	937
特用林産物	57	79	60	63
計	42,476	36,500	54,128	56,000

## 第6章 計画の推進と進行管理

基本理念「持続可能で革新的な農業の共創による未来を拓く登米市の食と農」の実現に向けて、計画を確実に推進し、継続的な改善を図るための推進体制、進行管理、および関係者の役割について定めます。

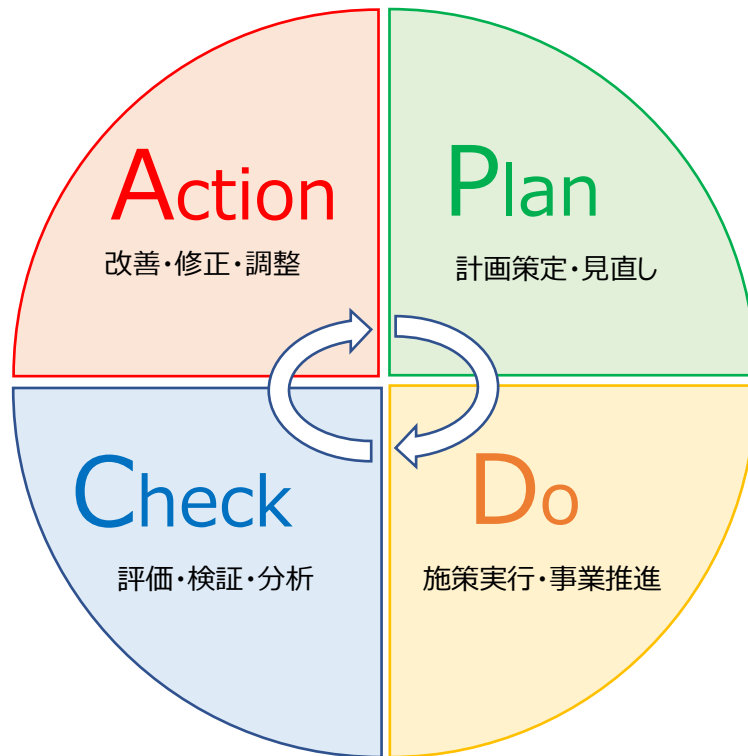
◆本計画に基づいた各種施策を展開し、計画に掲げる将来像や基本目標を実現するためには、本市はもとより、宮城県、農業協同組合をはじめとする農業関係団体や農業者、多くの市民の方々が計画の趣旨や内容を理解し、協力・連携しながら計画推進に関わっていく必要があります。

### ◆関係者の役割と責任



### ◆PDCAによる進行管理

計画を円滑に推進するために、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる進行管理を行います。農業関係機関・団体で構成する登米市農業振興協会による評価検証を毎年行い、その進行管理の状況についても広く市民の方々に周知していきます。



### ◆定期的な計画見直し

社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、中間年度（令和12年度）に中間見直しを実施し、必要に応じて目標値や施策内容の調整を行います。

### ◆緊急時の対応

自然災害や社会的危機等の緊急事態が発生した場合は、迅速に対応策を検討し、計画の弾力的な運用を図ります。

### ◆成果の発信と他地域への展開

本ビジョンの推進により得られた成果や知見については、積極的に発信し、他地域のモデルとなるような取組を目指します。また、国内外の先進事例の調査・研究を継続し、本市農業の更なる発展に活かしていきます。

本章に基づく推進体制と進行管理により、「持続可能で革新的な農業の共創による未来を拓く登米市の食と農」の実現を確実に進め、次世代に誇れる農業・農村の創造を目指します。

第7章 資料編

用語の解説

番号	用語	解説
1	グローバル	世界的な規模であるさま。国境を越えて、地球全体に関わるさまをいう。
2	地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって気候が急速に温暖化すること。
3	食料・農業・農村基本法	平成11年(1999年)に制定された、食料自給率の向上、農業・農村の役割の拡大などを目的に、日本の農業政策の基本方針を定めた法律。令和6年(2024年)に25年ぶりに改正された。
4	多面的機能	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。
5	みどりの食料システム戦略	環境負荷の低減と農業生産の持続可能性の向上を目指し、農林水産省が令和3年(2021年)に策定した食料生産の方針。
6	オーガニックビレッジ	有機農業の生産から消費まで一貫した、地域ぐるみで取組を進める市町村のこと。
7	有機農業	化学的に合成された肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用せず、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業。
8	スマート農業	ロボット技術、ICTを活用して、超省力・高品質生産等を実現する新たな農業。
9	農業就業人口	15歳以上の農家家族員のうち、過去1年間に従事した仕事は自家農業だけの者および他産業に従事していても年間従事日数において自家農業従事日数のほうが多い者をいう。
10	環境保全米	普通の栽培方法と比べ、農薬と化学肥料(窒素成分)の使用量が半分以下の米の総称。農林水産省のガイドラインが定める特別栽培米(農薬などの使用量が半分以下)か、JAS法の有機栽培米(原則不使用)にあたる。
11	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村の基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者(2020年4月より複数市町村をまたぐ申請は国・県の認定)。認定農業者には、経営所得安定対策、農業制度資金等の低利融資制度、農業者年金の保険料支援や機械補助等の各種施策が重点的に実施されている。
12	耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

## 第7章 資料編

番号	用語	解説
13	水稲直播	稲の種もみを直接田に播種（はしゅ）する栽培方法で、慣行栽培（移植栽培）で必要な育苗や移植の作業を省略できる。播種（はしゅ）の仕方等により様々な方法があるが、大別すると、耕起・代かき後の水を張った水田に播種する湛水直播（たんすいちょくはん）栽培と、水を張っていない状態の田に播種（はしゅ）する乾田直播（ちょくはん）栽培がある。
14	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
15	地産地消	国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組。
16	耕畜連携	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。中でも飼料イネは、転作田を水田として利用でき、かつ稲作用機械で管理できることから、作付面積が急激に拡大し、注目されている。
17	資源循環型農業	農業に用いられる肥料や農薬、農具などを循環利用するもので、畜産や農業、家庭などで出る廃棄物を肥料に利用したり、農業で出るゴミを循環利用したりしながら、有機性資源の循環利用と化学肥料の使用量の削減を目指す、環境と調和した農業。
18	ラムサール条約登録湿地	水鳥の生息地として、また重要な生態系として、国際的に重要な湿地としてラムサール条約事務局に登録された湿地。
19	トキと共生する里地づくり取組地域	トキの野生復帰や、飛来したトキが生息できる環境整備を目指す地域として、環境省により選定された地域。
20	遊休農地	現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地、または周辺の農地に比べ利用の程度が著しく劣っている農地。
21	経営耕地面積	農家が所有・賃借している耕地の合計面積で、作物を栽培するために使用される土地の総称。
22	国立社会保障・人口問題研究所	人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関。
23	専業農家	農家のうち、世帯員の中に他産業従事者が1人もいない農家。
24	第1種兼業農家	世帯員の中に兼業従業者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。
25	第2種兼業農家	世帯員の中に兼業従業者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。
26	指定廃棄物	東京電力福島第一原発事故で汚染された家庭ごみの焼却灰や下水汚泥などのうち、放射性物質濃度が1㌦あたり8千ベクレル超で環境相が指定したもの。

## 第7章 資料編

番号	用語	解説
27	指定産地野菜	野菜は供給量の変動につれて価格が極端に暴騰・暴落することが多い。また都市化の進展につれて、野菜を安定供給することの重要性は増大している。このため、1966年の野菜生産出荷安定法に基づき、主要野菜について野菜指定産地および指定消費地域（野菜の消費上重要で、相当の人口を有する都市部およびその周辺の地域）を定めている。同地は指定野菜の出荷数量の2分の1以上を指定消費地域に出荷する義務を負う代わりに、出荷品目の価格が一定以下に下落したときは、野菜供給安定基金から生産者補給交付金を支給されるなどの特典がある。
28	ICT（アイシーティ）	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報・通信に関する技術のこと。従来から使われている「IT」に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉。
29	IoT（アイオーティ）	Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
30	有機JAS認証	JAS法（日本農林規格等に関する法律）に基づき、化学肥料・農薬の使用を避けるなどの有機JAS規格の基準を満たした農産物等に与えられる認証制度。
31	みどり認定	環境と調和の取れた食料システムの確立を目指す法律（みどりの食料システム法）に基づき、環境にやさしい農業に取り組む生産者を支援・促進する認定制度。
32	みえるらべる	農業者の「温室効果ガス削減への貢献」や「生物多様性の保全」の取組を、消費者に分かりやすく伝えるため、等級（星の数）で表示するラベル。
33	経営所得安定対策	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的として実施する制度。
34	農地中間管理機構	高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。都道府県に一つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消を推進する。農地バンクともいう。
35	飼料用米	豚や鶏など家畜のエサになるコメ。国は「食料・農業・農村基本計画」において、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を明確に位置づけ取組を推進している。
36	HACCP（ハサップ）	食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法をいう。

## 第7章 資料編

番号	用語	解説
37	GAP (ギャップ)	Good Agricultural Practice (農業生産工程管理) のことで、農産物 (食品) の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
38	TPP (環太平洋パートナーシップ)	2006年にAPEC参加国であるニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの4カ国が発効させた、貿易自由化を目指す経済的枠組み。加盟国間で取引される品目に対して関税を原則的に100パーセント撤廃しようという枠組みである。2017年米国の離脱を受け、米国以外の11カ国で2018年3月に締結、同年12月に発行した。
39	EPA (経済連携協定)	2以上の国 (又は地域) の間で、自由貿易協定 (FTA: Free Trade Agreement) の要素 (物品及びサービス貿易の自由化) に加え、貿易以外の分野、例えば知的財産の保護や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定。
40	日米貿易協定	世界のGDPの約3割を占める日米両国の2国間貿易を強力かつ安定的で互恵的なかたちで拡大するために、一定の農産品と工業品の関税を撤廃または削減するもの。
41	地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等へ移住し、地域おこし支援や農林水産業への従事などの「地域協力活動」を行い、定住・定着を図る取組
42	農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、就労や生きがいづくりを促進し、農業分野の新たな働き手の確保にもつなげる取組。
43	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。
44	アグリビジネス	農業を中心に農産物加工、貯蔵、流通販売、農機具・肥料製造などまで含めた産業としての農業。また、それらの産業の総称。
45	グリーン・ツーリズム	農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態。物見遊山型の観光的余暇とは違って、比較的安価にゆったりと過ごすところに特徴がある。都市住民は自然体験や農業体験、加工体験などの農村の暮らしを学び、あるいは農村伝来の食文化に舌鼓を打つ。農村住民は都市住民に対して農産物や加工品だけでなく、農家レストランや宿泊サービスを提供する。グリーン・ツーリズムは農村にとって農家経済の多様化を意味している。
46	農業経営改善計画	農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市町村、県又は国に提出する計画。農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を記載するもの。市町村、県又は国から農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者となる。
47	制度資金	農業を営まれる方の生産活動を支援するために、国や地方公共団体が日本政策金融公庫を通して、長期・低利子での融資を行うもの、又は農協等民間金融機関への利子補給を行うことにより、負担軽減を行う資金のことを言い、農業経営の健全な発展を図るために設けられている。

## 第7章 資料編

番号	用語	解説
48	農地中間管理事業	農地中間管理機構が、市町村や農業委員会、農業協同組合などの協力により農地の貸し借りを仲介し、農業経営の規模拡大や新たに農業を始める方を対象に、農地を貸し出す仕組み。
49	多面的機能支払交付金事業	水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金で、平成26年度より実施された。多面的機能支払交付金は、それまでの「農地・水保全管理支払交付金」が組み換え、拡充されたものであり、「中山間地域等直接支払交付金」および「環境保全型農業直接支払交付金」と並んで、日本型直接支払制度の一つである。
50	中山間地域等直接支払制度	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度。交付対象となるのは、自然的・経済的・社会的条件の不利な地域にあり、かつ、農業生産条件の不利な農用地。交付を受けるには、農家が集落協定などを結び、農業生産活動等を5年間以上継続して行う必要がある。
51	農業集落排水	農業集落排水は、農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設。
52	トレーサビリティ	食品の安全を確保するために、栽培や飼育から加工・製造・流通などの過程を明確にすること。また、その仕組みをいい、これにより、事故発生時の原因究明や食品回収、品質管理の向上や効率化、消費者に伝える各種情報の充実等に資することが期待される。
53	残留農薬のポジティブリスト制度	食品中に残留する農薬等について、残留基準が設定されていない場合でも、一定量（一律基準：0.01ppm）を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度。
54	バイオマス資源	「バイオマス」とは、生物資源の量を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされる。地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生産した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。
55	新規需要米	主食用米以外の米（米粉用米、飼料用米等）
56	特用林産物	林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。
57	全国和牛能力共進会	5年に一度、全国から選抜された和牛が一堂に会して、和牛の改良の成果と肉質の良さを競い合う品評会。第11回大会は、宮城県で開催された。
58	家畜伝染病	ウイルス、マイコプラズマ、リケッチア、真菌、原虫、寄生虫などの病原微生物が家畜に感染して引き起こす疾病（感染症）のうち、特に伝播性の顕著なもの。伝染病は一般に感染源、感染経路、感受性宿主の3つを成立要素とする。

## 第7章 資料編

番号	用語	解説
59	農家民宿	農業者が経営し、宿泊客に農作業や郷土料理づくりなど農業・農村体験を楽しんでもらう宿泊施設。宿泊客は、農村に滞在し、農作業を体験することなどを通じて、自然・文化・人とのふれあいなど田舎の魅力を存分に味わうことができる。